

議 事 録
名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会
第9回

1. 日 時： 平成 25 年 7 月 1 日（月）13:00～18:10

2. 場 所： 東京交通会館 カトリアサロン

3. 議事次第

- 1) 国内措置のあり方に関する論点整理について
- 2) 検討会報告書素案について
- 3) その他

4. 配布資料

資料 1 国内措置のあり方に関する論点整理について

資料 2 検討会報告書素案（一部）

5. 出席者

（委員）

磯崎座長、足立委員、小幡委員、小原委員、鈴木委員、炭田委員、寺田委員、西澤委員、二村委員、藤井委員、丸山委員、吉田委員

（関係府省）

外務省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省

（事務局）

環境省：星野大臣官房審議官、亀澤自然環境計画課長、堀上生物多様性施策推進室長、中澤課長補佐、江口総務課長、辻田係長、笠原係長、浅原係長、小林事務補佐員

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング：森口主任研究員、西田副主任研究員、菌特別研究員

ノルド社会環境研究所：市村研究員、福田研究員

6 . 議事録

開会

中澤補佐 予定の時刻が参りましたので、ただいまより、第9回名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中検討会にご参加いただき大変ありがとうございます。

初めに、お配りした資料の確認をさせていただきます。資料1「国内措置のあり方に関する論点整理について」。資料1につきましては、事前にお配りしてはいますが、意見の類似性等を踏まえまして若干並び替えた箇所がございます。内容は変えてはございませんが、後ほど資料説明の際に詳しくご説明させていただきますと思います。

資料2「検討会報告書素案(一部)」。これにつきましても、議論の進んだところは適宜修正してはいますが、事前にお配りしたのから事実関係等を数箇所修正しております。今回ご議論する機会がございましたら、資料説明の際に詳しくご説明をしたいと思います。

また、今回、植物品種保護戦略フォーラム様、炭田委員、それから浅間委員、鈴木委員、炭田委員、西澤委員、藤井委員及び丸山委員からの要望書、3種類の意見を文書としていただいております。6月13日付でいただいております植物品種保護戦略フォーラムからの意見書につきましては、先日事務局の皆様と事務方で意見交換、また中身についていろいろと詳しくご教示いただく機会を持ちました。報告書をまとめる上でも大変参考になったと思っております。6月28日付でいただきました、炭田委員、それから連名でいただいたものにつきましても、そうした機会を持って、整理させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、浅間委員、北村委員はご欠席と伺っております。足立委員につきましては遅れていらっしゃるかと聞いております。

本検討会は公開で行います。

それでは、本検討会の座長である磯崎先生にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

磯崎座長 こんにちは。今日の予定ですが、既にお願ひしていますように、当初はもう少し遅くからの開始でしたが、午後全体を使ってということで、従来よりも少し長めの5時間程度になります。時間が長いので、適宜、途中で2回ほど休憩を入れる予定でいますので、長いですが、よろしくお願いいたします。

それでは早速 炭田さん、その前に。

炭田委員 議題に入る前に質問してよろしいですか。

今回の検討会で時間を延長したいとご連絡いただいたとき、私にとっては、朝10時から始めるのはしんどいですが、午後1時からであれば結構ですとお答えしました。8月5日、8月19日、9月11日に会議開催を予定中との連絡もいただきました。これは、会議の時間延長と会議頻度を増やすことにより報告書作成に向けて努力するということだと思いますが、その背後にある事務局の考え方を説明したいと思います。

中澤補佐 これまで基本は3時間という時間でご議論をいただいていたのですが、毎回非常に熱心にご議論をいただきまして時間がオーバーしているということ。それから、委員の中には遠方から

いらしていただいている方もいらっしゃるしまして、何回も来ていただくよりはということで、一回になるべく議論を尽くしていただいたほうがいいのではないかということで、時間を延長させていただいております。

それから、日数についても、場合によると延長する必要があるのかなということで、予備日も含めて日程のご案内をさせていただいているということでございます。

炭田委員 そのことに密接に関係したことで意見があります。先ほどご紹介いただいた6名の委員連名の「名古屋議定書に係る国内措置の今後の建設的な検討のために要望すること」がお手元にあると思います。その要望書の中に、今後の進め方に密接した件でお願いが書いてありますので、とりあえず私から述べさせていただきます。

我々委員全員は、この検討会の委員になるように委嘱をお受けしたときから、国内措置のあり方の検討に資するように真摯に対応してきたつもりですし、今後もそういたします。

要望書の1枚目のパラグラフ二つ目、三つ目は割愛しまして、最後のパラグラフをご参照ください。「我々は、これまでの検討会の議事進行と運営等を踏まえ、名古屋議定書の国内措置に関する本検討会での検討、および、本検討会終了後に継続される今後の検討がより円滑に進捗しかつ充実したものとなるよう、下記のとおり、環境省及び座長に求めるものである。環境省及び座長におかれては、我々の真摯な気持ちをお汲みとりいただき、誠実に対応されるようお願いする」ということです。

次のページの1.について今は深く触れませんが、「本検討会は、我が国の実態を踏まえた国内措置の検討をすべきである。そのためには、必要な時間をかけて検討作業を継続すべきである」ということを書いてあります。必要な時間をかけることには、我々はもちろんご協力いたします。1.の詳細は、また、他の委員も含めてご説明する機会があるかと思しますのでこの時点では割愛します。

次に、同じページの2.「本検討会の議事進行と運営方法を改善すべきである」をご覧ください。これが今、一番申し上げたい意見のポイントですので、読ませていただきます。事務局も時間延長や回数増加により運営改善を工夫しておられますが、我々は質的な面での改善の意見をここに述べてあります。

これまで他の会議にも出た経験によりますと、通常、このような会議には必ず会議の運営手順があります。国連専門機関に関係した会議であれば、会議手順に関するルールというのを決めてあります。その情報は誰もがいつでも入手できる状態にある。議長は必ずそのルールに従って会議を進める。ルール違反があれば、異議が出ます。おそらく日本政府の各省庁にもそういうルールがあると思いますが、これまでの本検討会において、我々はそういうルールを見せていただいたことはありません。以下は、そういうことに関係していることを申し上げます。この2.について全文を読ませていただきます。

「これまでの本検討会の議事進行と運営方法を踏まえ、建設的な会合となるよう以下に改善すべき事例を挙げる」。これは事例であって、これが全てというわけではありません。

「1)「検討会が、何を目指し、どのように議論し、どのような手順でとりまとめ、そのアウトプットは政府内での検討過程においてどのように位置づけられるのか」について明確な説明がなかった」と我々はそう自覚していますが、「この時点で再度、これらを明確にして頂きたい」。

「2) 検討会の議事進行において、今後は、一つの項目の議論から別の項目に移る前に、先ず、議論された項目に関する委員の意見をきちんと書面で整理する手配を終えた後に、次の項目に移るべきである。」ということで、委員の方々が立派な意見を言ったにもかかわらず、その場で単に聞き置かれたというだけになってしまうことが往々にしてあった。その意見は議事録には載っていますが。

ですから、一つの項目について委員の方々が意見を表明された時は、次の項目に移る前に、いろいろ

な意見をきちんと文章化するために、例えば、誰それ委員は書面で意見を提出してください、等のお願いしてその意見が記録としてこの報告書作成過程の中に確実に取り込まれるような書面上の手配をした上で次の項目に移る、そのようにしていただきたいと思います。

続けますと、「これまでの検討会では、そのような手順がきちんと踏まれなかった」と、我々は自覚しています。

3)ですが、「各会合の終了時に、次回会合の議事に関して、「何を目指し、何について議論し、どのような手順でとりまとめるのか」を明確にすると共に、各会合の冒頭において前回会合の議事録を提示し、また、現会合の議事次第案について委員が質疑し承認する時間を確保することを本検討会のルールとすべきである。」

通常の大抵の会議では、前回の議事録の確認、および今回の議事次第案に関する委員の承認なり議論をするというルールが守られています。本検討会に関してですが、例えば議事録はちゃんとできていて公開されていることはよいのですが、大抵の場合は、次の会議が終わった後で前回の議事録が作成されている。会議が始まる時に前回議事録が委員の目の前にあれば、誰が前回こう発言したと言及できるわけで、前回の議事録の確認というのは、会合開始時に必ずテーブルの上に置かれるべきものだと思います。そういうことを手続上のルールとしていただきたい、と思います。

それから4)ですが、「本検討会の取りまとめにおいて、委員による意見を踏まえ、それを取りまとめに具体的に反映させるべきである。もし、そうしなければ、委員の参加の意味がなくなるのではないか」と思います。これはぜひ強調したいです。

例えば、前回、小原委員から事務局に対して、「この会の報告書は、誰が、誰に対して報告するのか」というご質問がありました。そのとき、たしか中澤課長補佐のご返事は、「これは環境省に対して報告するものです」と言われた。つまり、我々は今、検討会の委員が環境省に対して報告するための報告書を作成している。それならば、委員が言ったことを委員の言葉で報告書に反映しないと、委員は何のために参加したのかわからない。ですから、小原委員のご指摘は あ、すみません。小原委員でなく小幡委員が言われたのですね。記憶違いで申し訳ありません。

小幡委員 私がその様に申し上げました。

炭田委員 これまでの方式は、委員の言ったことについて、こういう意見だということを書面で提出しそれに基づいて報告書に埋め込んでいく、という方式ではない。どなたが報告書の取りまとめを執筆されているのか知りませんが、どなたであろうと、どんなに公平であろうとしても、人間の限界として必ずその人のバイアスがかかっている。当然、私にも私のバイアスが必ずかかっています。だから、事務局がいくら誠実に聞いてまとめたとしても、それはその執筆者の理解の範囲内でまとめているのです。

ですから、公平を期するためには、委員が自分の言葉で自分の意見の真意を報告書に盛り込む方式をとらないと、委員としては自分の意見が報告書に反映されたとはとても思えない、という状況が生じます。既に何回も多くの委員がそういうことを表明されました。これが4)です。

それから5)ですが、「事務局は、委員の意見を中立な立場で反映させた取りまとめを行うべきである。」この検討会では、委員が報告する側であり報告を受けるのは環境省である。事務局は環境省がやっておられるわけだから、事務局が委員の意見を中立的に取りまとめるのは当然です。「事務局が特定の方向に結論を誘導するべきではない。また、これまでの検討会資料である「国内措置のあり方に関する論点整理について」は、各委員の合意を得て作成されたものではない。事務局が作成したメモとして位置づけられる性質のものである。」だから、この資料をいつの間にか、議論のベースにすることにならないようにご注意願いたい。「委員の意見の取りまとめにおいては、これまでの各会合の議事録も重要資料

として参照するべきである。』。実は私も議事録を第 1 回目から少しずつ読み始めたりしていますが、非常に重要な意見がすでに表明されていまして、いまやっていることは、しばしばそれをリポートしていることが多い。だから、事務局が議事録を重要視してそれに通曉し、今の意見は何回目会合の議事録の何ページに入っているからそれを引用します、というようにすれば、会議の進行がより早くなると思います。今までそのような言及をしたことはあまりなかったと思います。「また、委員が新しく意見や要望を追加したい場合には、これを受け入れるべきである。』。というのは、各委員はそれぞれの道のご専門家ですが、ABS というのは非常に特殊な領域でして、この会合での情報共有によってだんだん視野も広がるし、理解も深まる。だから意見が変わってゆくということがあり得るので、新しい意見や要望があれば、事務局はこれを受け入れるべきであると思います。

それから 6) 「これまでの検討会では、開催日の直前になるまで資料が配布されないことが多く、委員は事前に十分な準備ができないまま検討会に臨まざるを得なかった。これは既に前回、指摘があり今回は改善の方向にはあると思いますが、まだ十分ではない。「今後は、委員に対し十分な時間的余裕を確保するべきである。例えば、委員への資料（前回会合の議事録及び今回会合の議事次第案を含む）の送付は、遅くとも会合の 10 日程度前までに配布すべきである」と考えます。我々はこの国内措置の議論は非常に重要だと思っていますから、必要なら、言葉の一字一句を吟味できるように、10 日程度前までに配布すべきであると思います。

それから 7) ですが、「委員からのコメント、質問等に対し、事務局あるいは座長がその場で回答できない場合は、次回会合において確実に回答することを本検討会のルールとすべきである」と思います。これまでは、次回の会合で回答がなかった、という場合もあったように思います。

8) ですが、「今後、国内措置に関する重要な課題について体系的な手法で検討するべきである。例えば、重要な課題の事例として以下が挙げられる。これは既にいろいろな委員の方が言ってこられたことをまとめただけです。

「 議定書の批准の意義と日本の国益の関係。

国内措置の目的と目標の明確化。」目的というのは広い意味で、目標はもっと個別的に設定された目標というように区別しています。

「 国内措置の目的と目標を達成するために取り得る選択肢の整理」。目的・目標がわかれば、それを達成するためにどういう選択肢があるかを考えられる。それを整理する。

「 それぞれの選択肢についてのメリット、デメリットを行政関係者、学術関係者、産業界等のそれぞれの観点から整理する。」

は、その上で「国益としてのメリット、デメリットの総合的な議論」を行う。

こういう議論をして、国内措置に対する報告書を作成するということです。

「3. の「取りまとめ」に関して」については、また別の時点なりあるいは別の委員がしゃべられるかと思いますが、この時点では一応、割愛させていただきます。以上です。

中澤補佐 配布資料のご説明、ありがとうございました。いただいた件につきまして、まず 6) 番、こちらから配布する資料がおそいという件については、事務方のほうで、先ほど炭田委員のほうからも指摘がありましたが、改善する方向で進めたいと思っております。

進め方の全体像についてご質問がありました。簡単にもう一度おさらいのご説明をさせていただきたいと思いますが、まず第 1 回の検討会の資料 1、お手元がない場合があるかもしれませんが、簡単にご説明させていただきます。

検討事項としては、名古屋議定書の義務規定のうち、特に ABS 国内法令等の遵守に関する事項、遺伝資源の利用の監視に関する事項、国内遺伝資源へのアクセスに関する事項、それから普及啓発に関する事項、この4点についてを中心にご議論いただきたいというお願いをしております。

それを踏まえまして、いまご指摘のあった資料1の一番左側の「論点項目」ということを、主要な論点としてご提案申し上げて、これについてご議論いただいていた経緯があります。

この議論については、まず一回、いわゆる1周目と言われるご議論をお願いして、いまは2周目のご議論をいただいていると私どもは理解しております。2周目のご議論をいただきながら、並行的に、これまでの議論を踏まえて報告書素案のまとめの作業を進めさせていただいている状況でございます。

いまほどいろいろご提案いただきまして、大変ありがとうございます。こういったものを踏まえまして、これまでの進め方にプラスして、どういったことが考えられるのか。また、先ほど申しましたように、いただいている要望書について、個別にまたいろいろとお伺いをしながら、どういうことができるのかを考えていきたいと思っております。

炭田委員 きょうも論点の議論に入ると思いますが、進め方がこれまでと同じであれば、また同じようなこととなります。我々の意見が具体的には何ら反映されていない、ということが次の回でも起こります。可能なら今回から、「あなたはこう言われたから、それを文にしていついつまでに提出してください」とか、あるいはもっと良い方法は、「ワードのファイルを委員に送って委員が自分の考えを書き込む」とか。そのようにして、委員の具体的な意見が反映された形で、次回のときに資料が出てくるようになれば、委員は自分たちの意見が反映されたという満足感を得つつ一歩前に進むことができますね。

きょう5時間費やしても、これまでどおりにやれば、改善されたことにはならない。今回から改善しないと、時間延長や会議の回数を増やしても、徒労になりかねない。建設的に結果に結びつけるためには、ぜひ何らかの工夫を検討して まだ時間がありますから、この会議から改善の具体的な一歩を踏み出すべきだと私は思います。

もう一点ありますが、連名の委員の方、ご意見をどうぞ。

鈴木委員 簡潔に申し上げますと、これは、国内措置をどうしてほしいということではなく、この議事の進め方に関する要望をさせていただいています。私も最初出席させてもらって、自分の専門分野ではない人たちから、同じようなものに対してどのように考えているか、どのような実績があるかということをお伺いするのはすごく勉強になって今までできています。そのような情報を共有するという点で検討会はすごく進歩してきていると思っています。ただ、やっぱり最後に、いざまとめに入ってからこうとしたときに、さて、どこをどのように集約したり、共有したり、絞り込まなくてはいけなくなったときに、むしろこれが報告書となって、今度、例えば環境省に提出されるとなったときに、こちらの発言がどのように反映されるか。または、この検討会としてかなりしっかりしたものが意見として提出できるのかどうか不安になった次第です。すごくぼやけてと言うと申し訳ないのですが、現状では非常に幅が広がった状態のような気がして、むしろこれから絞り込んでいくプロセスはもう少し明確にしないとないとおもいます。

多分、情報収集であれば、確かに検討会の時間が増えているということは、事例やほかの経験にすごく有効だったのですけれども、いまとなると、むしろそれは心配かなと思い、この意見に賛成させていただいた次第です。

磯崎座長 炭田さん、もう一点を。

炭田委員 もう一点ですが、これは既に配布されていますが、「委員 炭田精造」という委員としての名前で、タイトルが「名古屋議定書に係る国内措置に関するバイオ産業の観点からの要望」という資料

です。私はバイオインダストリー協会におりまして、バイオ産業の観点から企業の意見、考え方には接する機会が多いので、現時点で主要なバイオ産業、企業が概ね考えておられるようなことをここに、私個人の資格で提出しました。本検討会の第1回だと思いますがバイオ産業界としての意見書が配布されました。内容的には、その意見から大幅に変わるものではありません。前回の会合で、亀澤課長、牛場室長それぞれから、意見や要望を提出すれば報告書の中に盛り込みたい、という趣旨のお言葉をいただきましたので、委員としての炭田から「名古屋議定書に係る国内措置に関するバイオ産業の観点からの要望」をそのような意味で今回、提出した次第です。

ですから、提出した意見を報告書に反映させたいということが目的なので、本検討会の報告書及び本検討会のウェブサイトにてこれを掲載していただきますようお願いいたします。

詳細に関してはここでは割愛させていただきますが、また後で必要に応じてお話しします。

磯崎座長 そのほか。あるいは鈴木さんのほかで連名の方で何かあれば。

藤井委員 私も連名にさせていただいております。繰り返しにしかならないのですが、また、私自身、以前の検討会の中でもお話しさせていただいたことではあるのですが、例えば我々製薬産業であれば、やはり製薬産業の実態にもう少し踏み込んでいただきたいなど。むしろ、我々製薬産業ですら不安に感じているところは、多分ほかの業界の方であれば、もっと不安に感じているのではないかと推察されますので、そのあたり、ぜひ実態に踏み込んで議論をお願いしたいと思います。

丸山委員 私も連名させていただいておりますが、やはり遺伝資源というのは有効に活用して、利益を出して、それを配分するというのが一番有効な使われ方ではないかと思います。私は食品産業のほうの代表で来ておりますが、食品産業といっても、やはりかなり幅広い分野があります。農産物から始まり機能性食品まで、その全てをカバーし切れているわけではないと思いますし、やはりこの中で議論できていること、それからできていないこと、それを明確にしていく。それから、全体像の中で、それがどういうふうにメリット、デメリットとしてつなげられるのかということをもう少し明らかにして議論をしていきませんか、なかなかこれから必要なこと、議論が終わったことというのは見えてこないのではないかと思いますので、ぜひともそういう点を明らかにするような議事進行をお願いできればと思います。よろしくようお願いいたします。

小原委員 私は連名にはしていないのですが、そもそも新米の委員ですから、何も言うことはないのですが、感じたことは、私が来たときに最初に申し上げたこと、これは非常に大事なことで、当然相手国があるのですけれども、まずは国益というか、国の中のメリットを考えて、その上で戦略的に、当然相手があることだから、やっていくべきだと思うのですが、議論をしていて、素案ということでどんどんいくつかまとめられています。この議論はこれからだと思いますが、ここで議論をしたことが、両論併記にしる、片論にしる、少し反映されてないという気がいたします。これはこれからかもしれませんが。

そのあたりも、先ほどあったことの中では、議論をしたときには、それをドラフトでもいいから一つ一つまとめていって、それはまた後で変わるかもしれませんが、何かそれを残していかないと、事務局にお任せするだけだと少し悲壮な感じのものができてきているのかなというように思って、これはそういうふうには誘導されているのかわかりませんが、私は学术界から来ておりますけど、あまりちゃんというんな分野の人の事例を聞かないでやってしまうと、大変なことになりますので、そういう時間も設けていただきたいし、ぜひ、法律的なことはもちろんあるでしょうけども、我が国の全体の国益というんですか、そのあたりのバランスをとった形にしていただきたい。

それが多分議論したけれども、あまりそういう方向で素案がなっていないな、という気がいたしますので、ぜひここで議論したら、ある程度、その時点でのまとめというのを積み重ねていったほうがいいという意味で、このご提案には賛成いたしたいと思います。

小幡委員 私も連名ではないですが、いま炭田委員からご紹介いただいた意見に大筋で賛成する者です。生物多様性条約、名古屋議定書の目的を達成するために最も適切な、効果的かつ効率的な国内措置はどうあるべきかというのは、皆さん真摯に議論してまいりました。私が前回お尋ねした、先ほど炭田委員から紹介があった、「この報告書は誰が、誰のためにつくるんですか」ということを質問させていただきました。やはりその辺を明確にしておく必要があると思ったもので、それをお尋ねしたわけですが、お答えを聞いて、ますます、ここで出た意見を集約して、集約できないときは両論併記でも構いませんけども、この検討委員会として意見をまとめて、環境省さんにお渡りする。環境省はそれを使って次のステップに入っていく。また府省の方もこれに基づいて、この報告書を利用していただくというステップが必要なのではないかと思うわけです。

しかるに、議事録等を見ますと、ここまで意見がまとまっているのに、この報告書はまだ途中段階かもしれないけれども、必ずしもそれが反映されているとは考えていません。ですから、その辺の努力というのは必要なのではないかと思う次第です。

もう一点、私も、小幡裕一の名前で、「学術に関する遺伝資源の利用について」という意見書を出させていただいておりますので、それもホームページ等に掲載いただければと思います。

磯崎座長 そのほか。はい、どうぞ。

亀澤課長 皆様方からいろいろご意見をいただきまして、大変ありがとうございます。進め方についてはいろいろご意見をいただきましたけれども、幅広くご意見をお聞きするという趣旨でこれまで進めてきておりますし、その関係で議論が行きつ戻りつするような場面もあり、正直に言うと、毎回の整理が追いついていないようなところがあるかと思えます。いただいたご意見も含めまして、今後の進め方につきましては、行き届かなかったような点はできるだけよりよい形に改善をしていきたいと思えますので、今後ともご指摘をいただければと思います。

それから、あわせて実態についてもよく調べるようにというご意見もいただいております。これにつきましても、この検討会で議論をしていただくのはもちろんですけども、この検討会の議論とは別に、いろいろな業界の方々に対する説明会というのも考えたいと思えますし、そういうものを通じていろいろ実態についても調べていきたいと思っておりますので、この辺につきましても、今後ご協力をいただければと思っています。

それから、まとめはこれからの話でありますけども、いただいた意見をできるだけ丁寧に反映するようにまとめていきたいと思っております。皆さん方に意見をいただいたことで、それがまとめに十分反映されるように、ご理解をいただきながらまとめていきたいと思っておりますので、これにつきましてもご指摘をこれからもいただければと思います。よろしくお願いします。

炭田委員 いろいろありがとうございます。皆さん努力されているのだと思います。ただ、悲しいかな、人間は自分の知識とバックグラウンドの範囲内でとりまとめにベストを尽くすしかできない。ところが、委員の方々には別のバックグラウンドからいろいろな意見をお持ちですから、それらが反映されないと自分の意見が反映されたとは感じられないのです。いろいろな意見がある場合に、一つの方法としては、それらを抽象化していった上位概念のレベルで誰でも受け入れられるような一般化した形でまとめるという手法はあり得るのですが、本検討会の場合は、それだと実態から遠ざかるばかりで、普通の人が読んだら何を言っているのかわからないということになる。我々が目指しているのは、実態の具体

例を踏まえて、委員の方々の言葉で反映していただきたい、ということです。そういう努力をしていただきたい。

例えば、既に申し上げましたが、各委員に報告書素案のワードのファイルを送って、「あなたの意見を記入してください」と伝える。締め切りを決めて、委員から集まってきたものを合体させて、例えば、オプション1とか2でもいいし、きちんとした形でまとめて提示する。それをベースにさらに手直ししていくということにすれば、委員は自分達の意見が具体的に反映されたなと感じるようになるかと思います。

そういう意味で、実際にどうするかという工夫をしていただきたいと思います。

亀澤課長 事務局なりにできるだけ工夫をして、改善をしていきたいと思います。一気に改善できないかもしれませんが、一つ一つまたご指摘をいただいて、一つ一つ工夫を重ねていきたいと思いません。よろしくお願いします。

炭田委員 よろしくをお願いします。

もう一点あります。本会合の第1回からずっと問題意識として持ってきたのですが、議定書の言葉の解釈の問題です。議定書の交渉会議にずっと出てきた人には、なぜ最終的にこういう言葉になったかという経緯が分かっているのですが、大多数の方はその経緯をご存じない。しかも、日本人にとっては、残念なことに日本語は国連の公用語でないから、我々は普通、採択された英語のテキストを読んでいるわけです。

その採択されたテキストについても経緯があります。COP10の最終日の前日の深夜12時まで、加盟国の交渉官達が最後の努力を続けたけれども、交渉は決裂した。行政官レベルの交渉では、合計8年近い交渉をしたけれども、意見の合意に達しなかった。

交渉が決裂した後、COP10最終日の未明から早朝にかけて、議長国と条約事務局の少数の人たちが、合意されなかったテキストの文言にディプロマティックなお化粧を施して、内容をぼかした議長テキスト案を作成した。これをある人はこれを創造的曖昧さ(creative ambiguity)の導入だと言っていました、意図的にぼかして、読む人の立場によって違ったように読める、いわゆる政治的に玉虫色の表現を導入した議長テキスト案を作成した。その議長テキスト案は公式の議論を全く経ることなしに、非公式な閣僚級会合のパワーも動員して、COP10の最終日の最後の段階で採択したのです。

だから、もし誰かが、名古屋議定書の文言がすべて明確な意味を持ち、かつ、それが採択されたのだと思うとすれば、それは間違いです。生物多様性条約が1992年に採択された時も、合意の困難な核心的な部分は、極めて微妙な曖昧表現を用いて解決を先送りにしたのです。それは、1992年の条約の採択時の現場にいた日本の交渉団の人から聞いています。

COP10名古屋でも、結局、実務担当の行政官レベルでは交渉は決裂したけれども、政治家レベル(非公式な閣僚級協議)で玉虫色の合意をすることにより議定書を採択して、実際は、核心的な部分は先送りにしたのです。その先送りされた部分は、議定書が発効して、議定書に基づく締約国会議(COP-MOP)が開催されてからまた議論されることになるのでしょうか。だから、曖昧な部分が何年先に明確になるかは予想がつかないですね。

また、環境省に我々が提出する報告書の作成過程でも、そこでまた日本には特有のギャップが横たわっている。報告書は日本語で作成するから、英語ですら合意されていない曖昧な表現について、我々は日本語で議論せねばならない。このようなケースが今後の議論の際にいっぱい出てくると思います。例えば、英語では、「何々するのではなからうか」といいますか、仮定法過去のwouldのようなぼかした

表現が議定書にはある。「何々すべし、を意味する shall、」でなくて、would にしたり、should や will にしたりしている。それは政治的な妥協の結果です。議定書は、そういう言語上の細やかなテクニックを使って、なんとか政治的合意にこぎつけたという経緯がある。また、合意されている英語の文言を日本語にするとともに、言語上の違いで、ぴったり当てはまる訳語がない場合もある。

ところが、そのバランス感覚を、日本語に訳したときに表現するのが非常にむずかしい。日本語は文法構造が違う。政府による日本語仮訳では、例えば、議定書第 17 条 1 項では、shall も would も will も should もあたかも shall であるかのように訳している。これだと、日本は他国よりも厳しい規制を自らの国民に押しつける危険性が大きいにある。議定書にはそういうものが埋め込まれているのですね。

ですから、日本政府が議定書を不適切に解釈して国内遵守措置をつくれれば、日本語としてひとり歩きますから、国内に大きな悪影響が生じる懸念がある。議定書の解釈は非常に注意深く行う必要がある。日本人は律儀で、緻密で、しかも確実性のあるほうを選択する人が多いから、我々もすでに経験していますが、国際的に合意したよりももっと厳しい形で規制として自国民に押しつけると場合が起こった。名古屋議定書の場合も、状況としてはそのようなことが、あり得ると懸念しています。

ということもありまして、外務省さんにちょっとお伺いします。日本政府による議定書の署名に先立って、議定書の日本語仮訳も閣議決定の審議の際に提出したと聞いていますが、議定書上のいろいろな個別の文言の解釈を審議したことを記録した文書はあるのですか。具体例を挙げて説明して頂いても結構ですが。

外務省 おっしゃったような形での個別の用語についての解釈というものを定めたものはございません。

炭田委員 ないのですね。わかりました。今後、議定書の国内措置に関する議論が進んでいく過程では、いろいろなレベルで審議するときに議論があり得るし、ある種の解釈がされることもあり得るかと思いますが、いま、個別の用語についての解釈というものを定めたものは、「ない」ということで、当面の私の疑問は晴れました。ありがとうございました。

外務省 ちょっと補足をさせていただきたいのですけれども、確かにいま言ったような用語の解釈というのはないのですけれども、例えば特定の言葉で、先ほどちょっと言われたような、例えば 17 条のチェックポイントの monitor というような言葉、これはちょっと我々も一時環境省と議論をして確認をしたことがあるのですけれども、要するに条約なので、条約で使われている用語で、明らかにどういうことを示すのかということで、いままでの過去の積み重ねで明確なある程度解釈があるというようなものはございます。例えば monitor という形は、ある程度強い意味での、そこは「監視」と訳しているんですけれども、これについては個別の、例えば利用とか、個別事例に着目して監視すると、そういう場合にしか使わないというような、ある程度強い意味を持った用語だと。これは外務省の条約局とかでも言っておりますので、おそらくその言ったようなことは、いまのところ、署名をしたときというのは、名古屋議定書の場合は、厳密にどういう国内措置によって担保していくのかというところまで議論はせずに、政治的な意向を優先して署名をしておりますので、その締結に当たってどういうふうに解釈をして、どういう措置をとりますというところで、委員がおっしゃったようなところについて、条約を締結するに当たっての審査ということをしていくと、そういう手続になるかと思えます。

西澤委員 いま言葉の問題になっているので、ちょっと発言したいのですけれども、その前に、この会の名前の「あり方検討会」という、その「あり方」という意味がよくわからなかったのですよね。だんだん話を聞いているうちに、法律的とか、行政的とか、そういう措置をどうとるかということを目指し

ているのかなというふうな気にもなりかねなかったのですが、そうじゃないですね。

あと、言葉の問題ですが、さっき炭田さんが言われた、shall とか will とか would とかというのは、中国語に訳すと「応」(いん)という言葉で、勝手に訳すと「すべき」ということになってしまう。だから、何種類もそういう言葉を区別して使われているのに、中国語の訳では全部「応」になっちゃっているのですよね。そうすると中国は「応」に基づいて解釈してくるので、我々がいくら解釈したって食い違いが出てくると思います。

そういうような事例がどんなところにあるのかというのを整理しなきゃいけないのではないかなと思います。ぶつかる場所ですよ。それを個別の企業なりが相手と交渉するときに、自分たちが勝手に後で決めなさいとかいうようになってしまうと、全然国は助けられないのだなというイメージになるのです。その辺を少し整理していただいたほうがいいなと思います。

炭田委員 外務省さんご説明ありがとうございます。1点、私の意識ですが、「解釈について審議した結果を記載した文書がない」ということは重要だと思います。なぜなら、ふつう行政官は2年で異動されます。前任者と後任者が違う言い方をするケースを、私はこれまで経験しています。産業界や学術の世界では物事が継続しゆくわけですから、ある時、行政側の解釈が急に変わると、相当、困ることになる。文書で記録されていれば解釈は永続するはずで、文書による記録は重要である。それが第1点です。

第2点は、monitor を例に言われましたけど、monitoring は日本語仮訳では「監視」となっていることは知っています。しかし「監視」を英語にするとサーベイランス(surveillance)であり、monitoring のニュアンスとは異なります。ただし、外務省では monitoring が「監視」と訳さたという前例がある。したがって、名古屋議定書の仮訳案でも、その前例にならったのだと理解しております。問題は、これからの日本が新しい時代にむかって生きてゆく際に、前例だけにとらわれたら、日本は今後も国際的に損をすることが続く懸念します。つまり、日本国内の法律の規制が欧米よりも厳しいということが続くことになり得る。だから、前例であっても、必要であればそれを改めるという発想があってもよいのではないかと思います。

例えば monitor に関して、スペインの交渉官から聞いたところでは、スペイン語に monitoring という言葉はない。だから、議定書をスペイン語にするときには英語と同じつづりの monitoring という文言を作ってそれをそのまま外来語として使っているとのこと。そうすれば、国際的なレベルでの解釈になじむ、ということでしょう。

ですから、日本語には片仮名がありますから、片仮名の「モニタリング」という文言を導入するという方法もあり得る。前例も重要ですが、将来を考えると日本が国際的に損をせず欧米等の他国と同じ土俵で相撲がとれるようにしていただきたい、というのが私の個人としての希望です。

磯崎座長 この論点ではよろしいですか。

私の感触でも、先ほど、中澤さんが説明されましたが、この検討会の大きな区切りなのですが、第1ラウンドでそれぞれ分野の方々から、あるいはいくつかの項目ごとに、情報と現状について、また将来に関する意見などをいただいてきたというのが最初のラウンドです。その後半に何回か、この委員会の中では直接の意見反映ができないような分野については、外部からという形で現状と情報と問題点、将来の課題を出してもらいました。現在は、その項目とほとんど同じ形で動いていて、丁寧にやっている第2ラウンドです。第1ラウンドで出てきた情報や意見が、資料1になります。資料1の特に一番右側の欄ですが、そこにそうした情報提供や意見、そのほかをほぼ発言に沿った形で再現しているのが資

料1になります。

資料1が全体の総合的な取りまとめになっていないというような指摘がありました。資料1はあくまでも委員会の中で出た発言を、その分野ごと、項目ごとに整理をしているということですので、これが議論の出発点になる資料であるという位置づけでいます。

それで、この資料1に基づいて現在行っているのが2回目で、繰り返しに見えるようなところですが、この資料に基づいて、資料2の報告書案の中にどのような形でまとめていくか、という議論を現在行っています。この1回目と2回目、まだ2回目は終わっていないですが、2回目が終わった後に、それではそれぞれの項目ごとに、この委員会としての総合的な方向性というのがどうなるのか、それが資料2について細かく見ていくという形で達成されることになります。

今日、あるいはこれまでも出ている意見の中で、実はすでに資料2についての議論が出ていることがあります。ただ、まだ資料2について検討をしていませんので、その資料2の各項目で検討をしていく中で、これまで発言したこと、あるいは要望したことが反映されているか、いないかということの非常に中心的、そのための資料ですので、ぜひ資料2のところ、先ほど指摘されたいくつかの事柄については、そこで議論をしていただきたいと思います。

ですから、反映されている、いないという議論は、いままでの時点ではまだ、反映されている、いないという議論をしていないと思います。資料2に入って初めて反映している、いないということになりますので、そこでぜひそれをお願いしたいと思います。

それから、これまでの議論のところ、繰り返しになっているようなところ、あるいは、議論が行ったり来たりしているところがあります。私もそこで議論を必ずしもコントロールしないほうがよいと思ってコントロールしていない面があるのですが、その一つは、これは先ほどの中にも出てきたことなのですが、この委員会は、あり方を検討しているのであって、具体的な措置、項目についての議論まではしていないのですけれども、論議の中でかなり具体的な細かな措置が既に議論に出てきているところが一部あります。そういうときも、この検討会ではなくて、それは将来であって、この検討会はいくまでもあり方、方向性であるという形でストップはしていなかったのですけれども、資料2、現在の第2ラウンド、それから第3ラウンドの資料2について触れるときも、できれば具体的な措置ではなくて、あり方と方向性という、その点で議論をしていただければと思います。

それから、もう一つ議論が混乱しているようになってしまっていることで、これは私も途中で何回か触れているのですが、提供国の法令に期待するような内容が実はかなり議論の中で出てきます。ですから、提供国の法令がこうあってほしい、こういう提供国の法令は好ましくない、という論点、議論はあるのですが、この検討会で、日本がどんな国内措置をとるかの方向性とは直結しないこと、それが一つです。

それから、生物多様性条約の締約国会議や、名古屋議定書が発効した後の議定書の締約国会議などで国際的に決めていくべき事柄も、実は論議の中で何度か出てくるのですが、それも、このあり方とは直結しない事柄になります。発言していけないということではないのですが、関連するときに、ただし、結論としては、ほかの国が決めるべきことや国際会議で決めるべきことと、この日本の国内措置としてどうするか、どう決めるか、その方向性ということで、そこを整理して分けて考えていただければと思います。

それともう一点ですが、これは、いくつかいまのように触れた中で、提供国が決めることではあるけれども、何らかの特別な理由があって、それでも日本の国内措置では提供国の法令そのままではないという決め方ができる場合があります。これも前に触れたのですが、生物多様性条約や名古屋議定書で明

確に除外している部分、これは当然のように、たとえ提供国の法令がそうであっても、日本ではそれ全てではないという言い方が、法律上、国際的にも可能です。

次に、最初から違うとは言えないけれども、ほかの価値観との関連で、その価値観は、国際的にも共有されている価値観で、それを使って何かできるかもしれないというのが、医薬や学術研究とかの分野です。

もう一つが、現実性と実現可能性との関連で、提供国法令は確かに対象にしているけれども、現実性との関連で、それ全てをカバーすることが難しいかもしれない。そういう場合に外すということができかどうか、というのが3番目にあります。ただし、いまの2番目と3番目の場合では、なぜ提供国の法令が、そして条約も議定書も提供国にそういう法令を定める権利を認めているにもかかわらず、なぜ利用国である日本でそれを限定するのかについて、合理的説明が必要になります。そういう説明をぜひしていただきたいというのが、あり方を考える上でも非常に重要になりますので、「こうあってほしい」だけではなくて、「こういう説明をすれば、これについて納得してもらえる、だから」という、その論理が必要になるかと思いますので、ぜひそういう観点での議論をお願いできればと思います。

小原委員 たくさんのことをおっしゃったので、一つずつやらないといけないのですが、最後のところと、それから検討会のあり方ということに関して、あまり具体的なことではなくというようにおっしゃったのは、最終的には報告書をどう書くかがあるのですけども、具体的にどうするかということ、あるいは何を外せるかということなしに、例えばいろんな分野の人の意見を聞くことはできないと思うんですよ。これは最終的にどうなるかは、それは別です。けれども、現状として、先生のおっしゃるようによったときにどういうことが起こるのかということイメージしないと、これは無理だと思うんです。だから、それを報告書に事細かに書くかどうかは、それは別だけど、ここでの議論として、それをやった上で書かないとだめではないかと思います。

それから、最後の観点で提供国のことがあるのは当然ですけども、私もそれはわかっていますけども、先ほど炭田委員がおっしゃったように、これは極めて政治的に決まったことでありまして、妥協の産物ですよ。国際的なことだから。これは当然のことだからそうなのですが、私が理解している限りは、この名古屋議定書というのは、アクセスとベネフィット・シェアリングというのが非常に均衡を持ってやるということ。そのときに、例えば8条に「特別な配慮」というのがわざわざ書いてあって、そのあたりをどう解釈するかということになってくるのではないかと思うのです。

特別な配慮をせよ、と書いてあるのですから、ある意味ではそれに基づいても構わないでしょう。

磯崎座長 いえ、なりません。

小原委員 えっ、ならない。まあ、いまそれをやるとややこしくなりますけど、そのあたりを含めた戦略的な議論があって、そうした場合、どういうことが一体起こるのかということ具体的に考えていった上で報告書にしないと、私は意味がないと思っています。ちょっとその2点だけ、まず。

磯崎座長 ですから、いま触れましたように、提供国の法令に対して条約と議定書がさまざまな制限をつけたり、権利設定をしています。その中で考える必要があります。

小原委員 国内措置のことを私は申し上げています。PICをとるとか、そういうことは当然向こうの主体的な権利だから、それは守らないといけないのだけど、それをモニターするかどうか、それをどうやってやるかというのは、こちらの権限ですから、そのときに8条でわざわざ特別な配慮を求めているということに関しては、国際的にも説明できるのではないかというのが私の考えです。

磯崎座長 いや、ですから国際的な重要性の配慮をした上で、提供国はその法令を決めていることになります。その配慮をした上で、例えば学術研究と商業利用との間に区別をしないと決めた場合です。

それに文句を言っても仕方がないということなのです。

小原委員 いや、文句を言うつもりは全くなくて、それを国内でどういう措置をとるのかというところですから、向こうの法令を守ることは当然です。どんな法令にしても。

磯崎座長 そうすると、さっき触れましたように、その国の法令の中身について言うのではなくて、あるいは除外する、除外しないではなくて、monitoring のやり方のところでどうするか。そのときに、提供国の法令とは違うものを日本では対象にします、なぜなら、という論理構成が必要です。

小原委員 対象にするけれども、簡素な措置にするとか、さまざまなやり方があるじゃないかということをお願いしている。仮に対象にするとしても。

磯崎座長 はい。そのときに、ですから提供国の法令とのかかわりの議論にならないように、国内で何らかの措置をとる、そのときの措置のとり方のところで考えるということが...

小原委員 はい。それをいま考えるのがこの会ではないのですか。

磯崎座長 具体的なその措置までは、おそらくこの検討会ではなくて...

小原委員 非常に具体的なことはあれでしょうけど、でも、そこはある程度考えなかったら、仲間に説明できないですね。それを上で考えてくれるとは思わないのですか。

磯崎座長 特に monitoring の措置の具体的な中身、やり方ではなくて、そういう場合にどういう方法で、どういうあり方でその措置を考えるべきなのか、その枠を、環境省に対して、「この枠の中でやれ」という報告書をまとめる。

炭田委員 一つは、委員の方々は遺伝資源利用者として提供国の法令を守るのが義務であることは理解しておられると思います。だから、先生へのお願いですが、その点についてあまりに法律家としての思いを込めすぎない方がよいのではないのでしょうか。

バイオインダストリー協会と経済産業省は平成20年に、国際私法と契約による遵守の確保について、外部の弁護士に依頼して調査した報告書があります。もう5年前ですから若干古いかもしれませんが、日本の利用者が提供国の国内法、または提供者との契約に違反した場合、日本の既存の法制度ではどのような対応が可能であるかについて調査したものです。我々はそういう問題をすでに自覚していました。

もう一点あります。先生は、今から2回ぐらい前の会合あたりから、この会合はあり方や方向性をまとめるのである、ということは何回も言及されましたし、かつ、話し方が法律的な側面に偏ってきたと感じられます。しかし、学界や産業界にいる我々にとっては、現場の実態を踏まえて国内措置をどういうものとしてイメージし得るのかを明らかにすること一番大事なことです。もし、最終的には、報告書が抽象的な法律的解釈によりまとめられるとすれば、普通の人を読んだら何のことが書いてあるかさっぱりわからない、ということになりかねない。法律家の自己納得により報告書のとりまとめを強行するとしたら大問題になると懸念します。

我々にとっては、どの産業分野でどのような事例が対象範囲に入り得るのか、あるいは、入らないのが検討課題なのです。実態はこうだから範囲に入ると大きな問題が起こりえる、では、その点をどのように解決するのか、ということを経済産業省と環境省の両方から重要な検討課題として報告書で具体的に指摘する必要がある。そうしないと、我々にとっては国内措置とは何なのかがわからないのです。次の段階になって、政府部内で検討される時も、またその先に国会議員による検討の際にも、そこまで指摘しないとわからないのです。

だから、法律的な概念に偏重して抽象的にまとめようするのは、我々委員が目指していることと相反するのです。

また、あり方、方向性について抽象的にまとめるのが本検討会の目的であるとは、第1回の会合で聞いた記憶はない。最近、2回ぐらい前から突如としてそういう空気が顕著になってきた、というのが我々

の印象です。

それからもう一つ、相手国の法律に従うという建前での議論をこれ以上繰り返すと、机上の空論になる恐れがあります。なぜなら、議定書を批准した国は 18 カ国あるが、その 18 カ国のうちで議定書に基づいた ABS 国内法を整備した国はゼロなのです。例えば、インドに国内法はあるが 2002 年つくった法律である。COP11 のときにインドの担当官に確認しましたが、インドは議定書を批准するときに法律改正をしていないし、追加的な法令も整備していない。

だから、相手国に国内法が存在しない状況下で仮定の議論を続けると机上の空論になりかねない。法律がないのに何を守れというのですか、という意見がすでに委員から出されましたが私も同感です。守るべき法律がない状況において、それをどうやって守るかという議論を深掘りするのには時期尚早です。

今日提出しました 6 委員連名の資料の 2 ページ目の冒頭の 1 . をご覧ください。これは今の議論に非常に関係しているので読ませていただきます。

「1 . 本検討会は、我が国の実態を踏まえた国内措置の検討をすべきである。そのためには、必要な時間をかけて検討作業を継続すべきである。

もし、名古屋議定書の批准と実施を急ぐあまり、我が国の学术界と産業界の実態とかけ離れた非現実的な国内措置を定めるようなことがあれば、日本の学术界や産業界を混乱に陥れ、深刻な悪影響を与え、結果として国民に対して測り知れない不利益をもたらす危険性がある。現在の国際および国内状況ともに、拙速に国内措置の検討を進めるべき事態ではない。我が国として、今後、必要な時間をかけ、実態を踏まえた検討を行うことが必須の状況にある。下にその理由を挙げる。

利用国としての国内措置を検討するためには、提供国の ABS 国内法あるいは規制要件を参考にすることが重要な前提条件であるが、現在はその前提条件すら整っていない。名古屋議定書批准国（18 カ国）のうち、名古屋議定書に基づいた法令制度を整備した国はまだ存在しない。

欧州連合が利用国国内措置の先行事例ともなる EU Regulation（案）を昨年 10 月に公表した。現在、欧州議会（EP）が 10 月の投票に向け EP 修正案を検討中であり、さらに EU 理事会による審議も経ねばならないため、今後の EU Regulation（案）の見通しはまだ不透明である。

名古屋議定書の重要条項には、解釈上、不明確かつ曖昧な文言が数多く存在する。国際的には各国それぞれが解釈等の検討途上にあり、これら条項の明確性と確実性は現段階では十分に確立されていない。我が国も自身の判断力を駆使して、これらの条項の解釈について様々な観点から精査すべき状況にある。

国内措置のあり方の検討にあたっては、特に、「遺伝資源の利用」に関係する各分野の実態把握が必須である。それは、「遺伝資源の利用」は多岐にわたり、かつ、それらと既存の制度等との関係が複雑なためである。しかし、検討会において、そのような実態把握に基づく検討がまだなされていない。」

ということで、これらのことを考慮していただきたいと思います。

「あり方、方向性」ということを、特にここ 2 回ぐらい前から座長が言い始められたような印象を受けていますが、とりまとめの書き方を、法律上の抽象的な上位概念のレベルに上げて全体の整合性をとるようなことをすれば、我々の意見が反映されないのです。そういうアプローチは変えるべきだと思います。

磯崎座長 いまの点ですが、最初のほうのことも誤解なのですが、外国の法令との関係で除外する、しないかという話で議論していたので、発言をした私の趣旨ですが、monitoring のところはまだこれから議論すること、ということです。monitoring の項目のときに、どういう方向で、どのような考え方、

それから考慮すべきことを議論します。

先ほども触れたのですが、日本国内で実際に対象とする場合、提供国法令の範囲を対象にする場合であっても、実現性、それから現実の取引実態とのかかわりで、何か狭める必要があるかどうかということ、さきほど3番目に触れているのですが、その3番目の話と、提供国の法令があって、法令について最初から除外する、しないということは別の問題です。

はっきりしたケースで以前も触れたのですが、遡及適用するような国内法令があった場合に、遡及適用のところは、一番最初からこれは除外すると言えます。その除外する、しないの議論と、monitoringの措置、国内措置をどう実施していくかの措置とでは、区別して考えてください。いま炭田さんが触れたのは、私がそれを混同しているような形になっていますが、そうではなくて、先ほどもそこについては触れています。

それから、これは事務局からになると思うのですが、あり方、方向性で具体的な内容までこの検討会で入るのかどうかです。最近の2回だけという指摘でしたが、私の理解では、最初からそういう方向で考えてきていたのですが、特にいまのところについては事務局から。

中澤補佐 第1回検討会のときに、先ほど冒頭でご説明したように、あり方についてご議論いただきたいということで、そこのところをもし説明が足りなかったということであれば、我々の説明不足ということになると思いますけども、国内措置についての具体的な検討ではなくて、「あり方」ということをつけさせていただいたというのは、大きな方向性とか枠組みということであると、私どもの意図としてはそういうことであるということです。

磯崎座長 先ほども私が触れましたように、議論の過程で具体的な措置になっても、止めてはこなかったのですけれども、もしかすると止めたほうがよかったのかもしれませんが、具体的な措置の細かいところまでは必ずしもこの委員会では議論しないという、そういう理解でいたということです。

炭田委員 「あり方」という言葉は、我々が委嘱状を頂いたときのタイトルにすでにあった。だから初めて知ったわけではない。ただ、この2回ぐらい前から、あり方だ、方向性を示すのだと言うと同時に法律論で何とかまとめようとしているような色彩が濃くなってきた、我々はそういう印象を受けています。

磯崎座長 それは誤解です。

炭田委員 我々は、実態を踏まえてその実態を織り込んだ報告書にして下さい、と口が酸っぱくなるほど申し上げています。そうすれば読む人は、例えばある業界ではこういう検討課題があり得る、だからそのことに気をつけて検討しなければいけない、とわかる。法律的抽象論で書かれては何のことかわからないです。そのことを言っているのです。

今後のとりまとめでは、実態にもっと重きを置いて、委員の意見を具体的に反映するような報告書にしていきたい、ということです。

磯崎座長 そこですが、資料2で少しも法律論になっていないと思いますが、そこは法律論で何とかしようとしているというのは誤解ですので、お願いします。

中澤補佐 いま炭田委員のほうから、実態ということでご意見がありました。これまでも寺田委員のほうから資料を出していただいて、特に種苗業界でこういった実態があるですとか、そういったご説明をいただきました。そうしたご説明は歓迎し、受け入れております。

ただし、磯崎先生がおっしゃっていたのは、名古屋議定書に照らして、この議論の整理の仕方として、例えば8条のところというのは国内措置で考えるのではなくて、それは提供国措置であるとか、8条は

提供国の措置と明確に言えると思うのですけれども、あとは、遵守のあり方のところで、monitoringのところは monitoring とか、そういう議論の進め方になると思うのです。

小原委員 8条は Each Party shall となっていますが、particularly in developing countries でしょう。全ての国は、8条は課されているのですよね、当然。いま中澤さんは提供国だとおっしゃったけど、違いますよね。全ての締約国は……。

中澤補佐 すみません、いま日本語のほうでご説明すると、「特別な配慮」法令事項というのは、提供国は、取得の機会及び利益配分に関する…

小原委員 その前に、全ての締約国は以下の 1、2、3 をやるということでしょう。

中澤補佐 8条の和訳をそのまま読んでいるのですけども、「締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する自国の法令又は規則を定め、及び実施するに当たり、次のことを行う」と。要するに、これは提供するときの考え方の整理だということが8条だと理解しています。

小原委員 いや、違うでしょう。全然違いますよ。全体ですよ。提供にしろ、国内措置をやるにしろ、名古屋議定書をやるところで、ではないのですか。私はそういうふうに英文を読みましたが。

磯崎座長 全ての国が、提供の措置をとるときに、こういうことを考えなさい、ということになります。

小原委員 「アクセスと利益配分に関する自国の法律又は規制要件を策定し実施する際に」、だから国内措置も含まれるのではないですか。違うのですか。

磯崎座長 アクセスに関する国内法令をつくる場合、利益配分に関する国内法令をつくる場合です。

小原委員 「アクセスと利益配分に関する」。それは国内措置も全て入るのではないのですか。

磯崎座長 それと15条は別です。

小原委員 別なのですか、15条とは別というのは……。まあ、わかりました。それはちょっと置くとして、磯崎先生がおっしゃったように、対象にするかどうかという議論と、それから国内措置でそれをどうするかということは別だということは、もちろん理解しております。対象にできたらいいなと思っておりますけども、その方策もあるのではないかと個人的には思っているけど、それは違うことはわかるのですが、そこを議論する際には、かなり具体的なケースを考えていかないと、これは絶対無理だと思うのです。もちろん例ですけどね。

だから、あり方だから、比較的抽象的な形で議論を進めるといふうちに、もしおっしゃったのだとしたら、それは違いうらうし、抽象的なことだったら、もう全部書いてあることだから、あまりやることがないのではないかな。

磯崎座長 ですから、さっきも触れたように、合理的説明がつくというのは、具体事例に基づかない限り絶対に出てきません。こういう分野の、こういうところで、このような場合はこうなる、あるいは、こういうことは難しい、という形は、抽象論や一般論からはそのような合理的な説得性のある説明は出てこないの、必ず個別の特別な事例で無視できない事例だから、ということが必要です。当然それは、この後になるのですが、第2ラウンドの monitoring のところ、あるいは第3ラウンドの monitoring のところでの議論になります。

小原委員 はい。そうなのですが、4点挙げられて、いまは資料2は議論はしてなくて、資料1に基づいてやっているとおっしゃいましたね。

磯崎座長 はい。

小原委員 2が出ていますけども、これは当然資料1に基づいて、おそらくきちっとまとめられているのではないかと予想していたのですが。

磯崎座長 ですから、資料2は第3ラウンドで、これから議論になります。

小原委員 そうなのですが、あまりにもこの議論と離れているところが多いなという印象を持っているので。

磯崎座長 それは、そのときにぜひお願いいたします。

小原委員 それでは、なぜこんなことが出ているのかわからない。

磯崎座長 おそらく、できるだけ前もって配布をしておきたいという趣旨です。

小原委員 配布されたら、やはり意見を言いたくなってきますし、具体的に議論をしていかないと、先生がおっしゃるように、具体例は出ないし、説得性も出ません。多分皆さん共通だと思うのですが、この背後にいろいろな人がいるのですよ。その人たちに具体的に説明していかないといけないと思うので、ぜひここで具体的なことを...

磯崎座長 それはわかるのですが、第2ラウンドの資料1に基づく論点整理をやってからではなく、わざわざそれを分けずに一緒にやっていいということかもしれませんが、やはりそこは第2ラウンドと第3ラウンドは分けたほうがいいと思いますので、それで行こうと思います。

炭田委員 先ほど先生は資料1を踏まえて、今後、資料2を扱っていくと言われましたが、資料1は一つのメモであり、踏まえるべきものは議事録だと思います。というのは、資料1は委員が議論して作成したものではない。事務局が備忘録のような形で自発的につくってこられたから、資料1は委員のチェックを経ていない。

議事録は会合の1回目からそれぞれの委員がチェックした後、全部公開されています。だから議事録が基本的な議論のベースとなるべき文書だと思います。ただし、先ほど申し上げましたように、議事録で委員のある発言が記載されていても、その後の議論を通じて委員が啓発されて、当時の意見とは異なるようになっていくことは当然あり得るから、それは受け入れるべきです。

亀澤課長 業界の実態に照らして具体的な例を入れるかどうかということですが、当然それは入れていただきたいと思っております。このあり方検討会というのは、国内措置そのものを決めてしまうものではなくて、幅広くいろいろな課題を洗い出させていただくわけですから、その中では、当然今後の措置を考えていくに当たって、この業界ではこういう実態にあるから、こういう場合はどう考えるのや、こういうケースがあるけれど、それにはどう対応するのかということは、それは、それこそ具体的に例として出していただいたほうが、世の中の理解も進むのだと思いますので、報告書をまとめるに当たっては、具体的なケース、具体的な例というのもぜひ入れていただきたいということが事務局としての考え方です。

それから、資料2はまだ議論に入っていないですが、当然いままで議論いただいたことをベースにまとめたいと思っておりますし、いま申し上げた具体的な例も入れていきたいと思っておりますから、こういう点が足りないとか、こういう具体的な例が必要だというのは、今後議論するときに入れていただければいいと思っておりますし、既に事務局の作業上、作りつつありますけども、現段階でお配りもしていますので、それについてお気づきの点があれば、また個別にいただければ、そういうものも反映はしていきたいと思っております。

小原委員 具体的な例もそうなのですが、例えば、除外しないけど、含めるとしても、どういう措置をするかという措置の仕方ですね、これは緩いからきついでいろいろなことがあると思うのです。その辺のことを具体的にやはりイメージしないと。決めるわけじゃありませんけども、想定しないと、それはどういう影響が出るかなんてわからないわけでしょう。

亀澤課長 はい。疑問をお持ちの点があると思いますので、こういう場合はこう考えると、そうい

う考え方についても。

小原委員 だから、こういう場合というのがある程度イメージを共有しないと無理じゃないかと。

亀澤課長 イメージしやすいような形でまとめたと思いますので、よろしく願います。

吉田委員 先ほどのあり方の話というのはもう収束しているのかもしれませんが、確かにあり方ということだけだと、一体どこまで具体的なのか、ここで議論されたことがどこまで反映されるのかということで、いろいろ疑念はあるかとは思いますが、私が見るところ、この議論のとり方ですけれども、資料2で、例えば13ページ、14ページあたりに書かれていることというのは、これまでこの検討会の中で議論をしてきたことの大方の議論を反映させたようなことが書いてあると思います。また、反映されていないのであれば、またつけ加えたいと思いますし、このぐらいの方向性というものをちゃんと文章に書いた上で、そこから次のステップに進むということは非常に大事だと思いますので、あり方を議論すると法律になってしまうということはない。このぐらいの具体性があるものは、やっぱり絶対次のステップに進むために必要じゃないかなというように思います。

ですから、あまりにも話に入る前のところで相当な時間を使っているのですが、むしろ具体的に話に入ったほうがいいのではないかなと思っています。というのは、もう一つは、確かにこの問題というのは、国内措置を決めれば、産業界、あるいは学術のほうにもかなり影響が出てきますので、慎重にたくさんの方の意見を聞いてやっていくことが必要だと、私も思います。ただ、延々と延ばせばいいかという、私も生物多様性条約の関係で、条約事務局の方にもお会いした機会もありますけども、12回の締約国会議では、もう物理的には、ロジスティックにはですけれども、名古屋議定書の会合を開く準備を進めているんですね。まだスタートするかどうかわかりませんが、でもスタートしたら、もう会議が開かれるように準備は、ロジの面では進めているわけです。

ということを見ると、日本がそれに乗り遅れる 私もいろんな条約に関係しましたが、日本が最初の時点で乗り遅れているということが非常に我が国にとっては不利益になると思います。そういったことも考えて、ただ遅らせればいいものではないと。そここのところはぜひとも考えながら、たくさん関係者の意見を入れながらまとめていくということが必要なんじゃないかなと思います。

炭田委員 二つあります。第1点は吉田委員の言われたことです。それは、我々は乗り遅れたほうが良いとは全く言っていません。お手もとの6名委員連名の要望書の3ページの8)にあるように、体系的な手法で整理していったら、にあるように、「国益としてのメリット、デメリットの総合的な議論」をすべきだと言っているのです。乗り遅れたら損か得かというのは、結局はメリット、デメリット論です。意見をいろいろな観点から積み上げていって、国益として何がメリットで、何がデメリットかを議論すべきである。最終的には、批准の問題は政治家レベルで判断するのだと承知していますが、それに向けて一步一步、準備をすべきです。議論のベースが整わないうちに、いきなり、乗り遅れたら損だとか、そこまで言うのは時期尚早だと思います。これが第1点です。

第2点は、亀澤課長に申し上げます。いろいろな意見を取り入れることを歓迎するのご趣旨、ありがとうございます。申し上げたいのは、例えば、資料2は事務局が書かれた。先ほど申し上げたように、人間というものはいくら努力をしても自分の経験してきた範囲、あるいは知識の範囲内で書くしかない。資料2を委員から見れば、お仕着せのものを受け入れさせられるように思える。資料2は、委員が抱いているイメージ、言葉、構成とは異なるのです。我々は能動的に貢献したいのです。だから我々の言葉、内容を直接インプットするような工夫をしていただきたい。そうすれば我々も貢献したという気持ちになれる。また、それらの文章は後日、皆で議論して編集できる。我々は能動的な貢献をしたいということ再度申し上げたいと思います。

亀澤課長 それは、具体的に言うと、いままでの議事録をそのまま引用するようなところをもっとたくさん入れるといった、そういうような解釈ですか。

炭田委員 委員が自分の言葉をインプットできるようにしてほしい、と言う意味です。我々が報告書に直接的に文章でインプットできるようにしていただきたい。その材料として、議事録の中から自分が発言した部分も活用できる。カット・アンド・ペースト等も行えばかなり効率的に進むのではないかと思います。

亀澤課長 それは、この資料2をいずれ議論する場面になるとは思いますけど、そのときに、この会議の場で配るだけではなくて、当然ご意見をいただくわけですけど、それ以前の段階で事務局から送ったものについて個別に意見をいただいて、それを反映したものをこの場に出して、さらに議論をしていただく、そういうことですかね。

炭田委員 そのほうが委員の方々に満足感があるし、時間的にも早くなるかもしれませんね。

磯崎座長 いまのところはそのように動かすつもりで、事務局もそう考えていると思います。

それから、先ほどのいくつかの指摘にあったように、次の会合のスケジュールというか、中身のスケジュールのところですね。特に第3ラウンドというか、資料2に基づいてというときには、あらかじめ、既に資料2の中でいくつか個別の提案、意見で修正を、これまでもってきているところがありますけれども、一般的にもう少し積極的に資料2の文言について修正、あるいは提案というのを受け付けて、事前にそういうアナウンスをして、会議に臨むという、そういう方向で資料2については行っていきたいと思います。

それから、あまり多くはないですが、資料1も、議事録や前回の会合の内容を反映して、これは完全ではないですが、私も何回かこの場で繰り返してきましたように、新しい項目の追加や議論の中で出てきた新しい事柄というのは、実は資料1にも随時追加をしてくれています。この場の議論、あるいは議事録もこの場の議論より小さいですが、この場の議論が一番ベースで、それから議事録で、資料1がある、そういうピラミッド的な構造になっていますので、その中から資料2へ橋渡しをする。その際には、できるだけあらかじめそういう提案というのを生かせるようなスケジュールで進むというような形で行いたいと思っています。

そのほか、進め方のところでいかがでしょうか。

外務省 資料2の性格というのは、ちょっと我々も確認をしたいのですが、これは委員が提出した言葉で、座長の責任で書くものなのか、それとも事務局が委員の意見を取りまとめた上でまとめるものなのかということがわかりにくくて、委員もある程度そうだと思うのですが、我々関係省庁としても、誰の責任でやっているのかと。誰に対して何かコメントを言うときに言えばいいのかというところはわかりにくいと。

まさに炭田先生とかが言われるのはもっともだと思いますので、やっぱり取りまとめる人というのは、考えて、いろんな意見が出たものをまとめる形で、自分の考えでまとめていくということなので、いままでの議論というのは、そういう意味では何となく気持ち悪さというのを我々も感じていて、資料2のときには、やっぱり取りまとめる側がもう少し委員とのやりとりをする形で、こういう意見がたくさん出ましたので、こういう形で取りまとめましたとかということについては、もうちょっとインタラクティブにやっていかないと、僕らとしても、最終報告書というものの性格がはっきりしないものになるのかなというように思います。

その上で、さらにもう少し我々から、特に外務省は、条約との整合性というところを一番気にしますので、法律議論の話はありましたけれども、もう少し委員が意見を言う上で、ちゃんと情報提供をしたほうが良いのではないかというところはある。一番、委員に我々が求めているというのは、名古屋議定書というのは、as appropriate みたいな形で、国が政策判断するところが多いので、そこについてどういうふうに判断していくのかということのご意見を伺うという意味があり方ということなのだろうと思うのですが、一番そこで大きくなっていくのは、6条の PIC というのを日本はとるのかということと、遺伝資源の利用じゃない、伝統的知識ということについても対処するのかということ、性格的には一番大きいのだと私は思っています。

そういう意味では、6条のところについては、例えば内国民待遇というような意見が出ていますが、本当にこれは外国と日本の国内の利用者というのを、手続を同じにしなければならないのかというところは、若干僕らから見ると疑義があるところがあって、そういうところはきっちり事務局として、WTO の GATT なり GATS なりというのを精査して、情報を得た上で判断をしてもらわないと、正しい情報を踏まえて判断していないという結果になりますので、そのあたりをしっかりとやっていただければなというふうに思います。

最終的には、資料 2 に戻りますけれども、やはり取りまとめを行う人と我々の関係省庁も意見を言いたいと思いますので、インタラクティブな形で、みんなが合意する意見の形で報告書を取りまとめていくのが良いのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

経済産業省 経済産業省では、従前からこの名古屋議定書の国内措置の検討に当たりましては、国内の、学術ですから、産業の実態を踏まえるということが大変重要だと考えております。今日の検討会におきましても、炭田委員、藤井委員、それから小原委員などからも、実態把握、あるいは関係分野の明確化ということについて、それが必要だという意見が述べられたと受けとめております。

今日は、亀澤課長のほうからも、実態把握に向けて努力を進めるということでご発言がありましたので、ぜひその努力は早期に取り組んでいただきたいと期待しております。

厚生労働省 経済産業省様のほうからお話がありましたとおり、厚生労働省としても、議定書の国内措置に関しては、やはり現実的な運用になるようにしていただきたいと考えているところ、やはり実態を踏まえた検討というのは必要であると。そこについては努力いただけるということですので、もちろん今後とも厚労省としてもできる限りの協力はしてまいりたいと思いますので、どうぞその点引き続きよろしくお願いいたします。

農林水産省 6人の委員の方々から出されたこの意見書の中で、農林水産省は、実際に遺伝資源を使っている業界が非常に多いということもありまして、そういう中で一言申し上げさせていただきたいのが、この中で、2 ページ目の下の 2.(1) のところに、ご意見として、政府内部での検討課題においてどのように位置づけられるのか、明確にさせていただきたいというご要望が入っているのですが、ここは私どもとしても気になる所といたしますが、先ほど外務省さんからも出されたけれども、最終的に出てくるのは、資料 2 になると思うのですが、これがどういう位置づけで位置づけられるのか。それは委員の間、また事務局の間といたしますが、ここにいるみんなの間でちょっとはっきりしていないところがあるのかなと思います。

その上にもありますが、私どもとしては、特にどう使われるか、実態把握、実態に基づいた意見といたしますが、出された要望というものが、我々、最終的には関係省庁は、制度をつくっていくに当たって、どういうところに注意してほしいのかというところをはっきり書かれていけば、非常に参考になるかとも思いますので、そういう意味で、法的なもの、あと実態把握というものが両輪ということもよく意

見として出ておりましたけれども、そういうところも踏まえて、しっかりどういう位置づけかということを確認して進めていただければと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

磯崎座長 一番最初の外務省からの最初の論点ですが、もちろん報告書はこの委員からのということなので、事務局は単にまとめと整理をしているだけです。先ほども説明がありましたように、それから私からも説明しましたが、特に資料 2 に関連しては、この委員それぞれの考え方や見解が、「自分の言葉で」というのがありました。言葉遣いも含めて、この委員会としての結論であるという形で当然つくられることとなります。

それから、いま各省庁からも、あるいは以前のときにも出てきていたし、今日の要望書の中でもちょっと書かれているのですが、この検討会が、特に具体的な措置まで含めてやはり議論しないとしないという論点が出てくる一つの背景は、この後どうなるのかというのがはっきりしていない。あるいは、あり方だけで、その後の具体的な措置、あるいは具体的な決め方、そのとき一体何がどうなるのかということがはっきりしていないということも大きいかと思いますが、これも前回か前々回、亀澤課長や星野審議官からも、この後について具体的な措置の検討に当たっても、類似の方法でという形での説明がされているところですが、それ以上のところは難しいのかもしれないですが、そういう形で行く。あるいは、この報告書でまとめる中にも、これの後をどうするのかという要望として入れる形もできると思いますので、それも含めて資料 2 のつくり方のところでぜひ、そういう発言や意見も含めてご協力いただきたいと思います。

そのほか、進め方のところでいかがでしょうか。

炭田委員 これはロジスティックの話です。今後、会合の回数も増えるし、時間も長くなるから、机の上も資料でいっぱいになると思われます。先ほど議事録の重要性を強調させていただいたのですが、これまでの議事録集という大部の資料もある。実は今の時点でも、資料が重たいからキャスター付きのバッグに入れて引っ張ってきている委員もいます。今後の会合での議論で、何回目会合の議事録の何ページ目かを見たい時には、委員自身が机の上でバタバタするよりは自分の後ろにいる誰かにアシストしてもらって、「あれを出してください」と頼むことができれば会合の進行上も円滑になると思います。

現在も各委員の後ろに椅子がありますが、今後は各委員の席の後ろに委員をアシストする人用の席を設けていただけたらなと思います。例えば、国連専門機関の会議では、通常、そのような席が設けられていますね。そういうことを考慮いただけたらありがたいと思います。

亀澤課長 会場のスペースの都合もありますけれども、できるだけご希望に添えるようにしたいと思いますし、過去の議事録等は別途事務局で用意して、毎回机の上に置かせていただくなど、そういうことも考えたいと思います。

磯崎座長 そうですね。では、それはできる範囲で効率的にお願いしたいと思います。

小幡委員 ついでにお願いします。資料の中に名古屋議定書の英語と日本語、それから多様性条約の日本語、そういう関係するものを入れていただけると、いろいろな議論をしたときに、ここを見てくださいということができると思いますので、そういう資料も用意いただければと思います。

亀澤課長 それも用意します。

磯崎座長 ほかはよろしいでしょうか。

そうしたら、ここで 10 分休憩をとりたいと思います。3 時 10 分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

(午後 3 時 00 分 休憩)

(午後 3 時 10 分 再開)

磯崎座長 再開いたします。

1) 国内措置のあり方に関する論点について

磯崎座長 それでは、実質的な議題のほうですが、資料1で整理をしていますが、資料1の2ページ目の一番下に、「MATの内容」という項目があります。これについてですが、第1ラウンドのほうで関連して、この項目も意見などが既に出されています。既に出ている意見ですが、それは、MAT、当事者間での契約の内容になりますが、当事者間の契約の内容が守られているかどうかという、そこまでは必要がないのではないかと。議定書の文章で見ても、MATについては、それが締結されたこと、という、条文上も過去の事実を確認するということにとどまっています、その締結された契約の中身のとおり現在遺伝資源の利用者が、その契約のとおり、それを守った行動をとっているかどうか、その確認までは求められていないという、そのような趣旨です。

この点について、何かそれと違うということ、あるいは、ここに書かれているのとは違ってMATの中身についても確認をする必要があるという意見があるかどうかですが、いかがですか。

寺田委員 契約の中身の確認の話ではないですけども、意見を述べさせて頂きたいと思います。再三野菜の例を述べていますけれども、新品種の開発には、一つの遺伝資源だけではなく、結局、いろいろな遺伝資源が絡んでくるわけですね。それが将来に、1年、2年もするとものすごい数の遺伝資源が絡んできまして、複雑になってしまうということがあります。先生がおっしゃるように、提供国の言うとおりに自由にMATをしてしまいますと、結局売っている市販のものに関する提供国の権利の複合体がどういうふうなものかわけがわからなくなってしまっていて、後々にまで提供国の権利が及んでいるか、及んでいないかわからなくなってしまいますし、また、前回申し上げたように、単純な突然変異の病原菌のようなものでさえも、突然変異を何回か別の国で起こすと、利用のための許可を得るのが数カ国にもわたるという可能性もあるわけで、それを放置したまま実際に名古屋議定書の国内制度が動いてしまいますと、実際にかかわっている者としては非常に困るわけですね。

であるから、MATというのは、何かひな型みたいなものをつくっていただいて、オリジナルのものを用いた品種の市販品については確かに利益配分などもしますし、きちんとPIC、MATもとるということでいいと思うんですけども、それをさらに利用する子孫などにはもう及ばないとか、そういうようなひな型をきちっと整備するとか、実態に合わせたようなことをしないと、実際のところが動かなくなると思いますので、その辺をご考慮をお願いしたいと思います。

磯崎座長 いまの話の中で、提供国が許可したりするその権利の話と契約の話が一緒になっているんですけども、国が何かコントロールしてくる、または国が許可をとっている、とっていないという、そういう話ではなくて、ここは契約が結ばれているかいないか、それだけでいいのか、または、結ばれた契約の中身が現在そのとおりに利用者が行っているかどうか、それまで対象にするかという、その区別ですが、その場合に……。

寺田委員 ですから、それを全く自由にしてしまうと、育種の場合、第三者が育種利用するとき、市販品種やその子孫にも義務が及んでいるのか、調査が困難となりどういうものかわからなくなってしまっているわけですね。ですから、どういう契約かなるべくわかるように、ひな型に沿ったものを国際的に何かつくっていただいて、それに沿っている情報を頂けると有益と考えます。また、このひな形契約に沿ってなくて、その遺伝資源を使ってしまうと、子孫に未来永劫利益配分の義務が及ぶというようなものは、何かチェックポイントなどがアラートを出すなど利用者へのサービス提供もしていただくことが有

効と考えます。このような、分かり易い情報の提供によって育成者としては危なくて使えないというなら、危険性を伝えて、使えないというようにするとかしないといけないと思われま。拡散してしまっからでは遅いと思うので、そういうことも考えていただきたいという意味ですけれども。

外務省 この黒丸の内容というのは、我々にとって非常にはっきりしないので、ここを確認させていただきたいのですけれども、まず、MAT が設定されていればよいという形式的なところだけをチェックするのが遵守だということについては、まず疑義があるのは、これは提供国側の国内法令または規則に従っているかどうかというところがありますので、そのところは、その両者が合意すれば、提供国の法律に従っていないものであってもいいと。MAT さえあればいいというのはまた違つと。

それから、MAT が提供国の国内法令に従っていればそれだけでいいのかということについても、15 条 2 項の、「1 の規定に従ってとられた措置の不履行の状況に対処するため、適当で効果的な、かつ、均衡のとれた措置をとる」と書いておりますので、やはりそこは MAT どちらにやっているかどうかということについては、遵守と不履行に対処するという意味では、ある程度対処をするということが条約の求めているところなのかなと思います。

そういう意味では、遵守の確認というのは、MAT があるということだけを確認するということでは不十分ではないのか、というのが私の理解でございます。

磯崎座長 そうすると、いまの二つの意見ですが、契約の中まで見るというような要素で、特に寺田さんのほうからは、取引の実態とのかかわりで、契約そのものがある程度国際的に調和がとれていたうがいいという、先ほどもちょっと論議になったような、業界、あるいはその分野の事情からそういう方向性が望ましいという。ただ、これは MAT のモデル MAT をつくっていくとかということ、名古屋議定書のほかの条文でもふれられていて、そちらとの関連で対応ができるところですが、日本の国内措置を考える点で、その部分も考慮に入れる、あるいは、そういうことも考えて、先ほどのあり方ということの項目の一つとして入れておいてほしいという意見です。

それから、外務省からも、後半のところですが、契約の中について、その履行確認ということが必要ではないかという指摘ですね。

前半のところは私も細かい説明は省きましたが、要するに、提供国が法律で契約について何らかの規定を設けている場合ですので、提供国法令の中で契約について何も触れていない場合は、条件としてかかってこないですが、提供国の法令が MAT について何らかの規定を置いているとき。一番単純なのは、結ばれていなければならないというのですが、さらに細かくなると、契約の中身まで法令が制限をつけるという、そういう場合も考えられますが、ただその場合は、法律のほうの問題になって、契約の中身の話にはなっていないけません。契約の中身という場合は、いまの全ての場合について契約されたとおりに、現在その契約が実施されているかどうかを確認するということです。

したがって、資料 1 にまとめられているのに対して、中身の検討までする必要があるという意見が二つ出たということです。

炭田委員 遵守には 2 種類あると理解しています。一つ目は、提供国の ABS 国内法または規制条件の遵守、つまり法令遵守です。二つ目は契約遵守です。契約遵守に関しては、名古屋議定書第 18 条に「相互に合意する条件の遵守」という規定があります。契約違反に関しては既存の民事の制度がある。国際的な契約違反の問題に関しても、国際的な制度が既にある。だから契約違反はそれらの制度でカバーするという前提で第 18 条が書かれている。基本は民事の問題に対して政府は介入しないと理解しております。

それから、寺田委員のお話については、名古屋議定書第 19 条の「モデル契約条項」という規定があ

ります。19条には「各締約国は、相互に合意する条件に関する分野別及び分野横断的なモデル契約条項の策定、更新及び利用を、適宜、奨励する」とある。19条第2項には「この議定書の締約国の会合として役割を果たす締約国会議は、分野別及び分野横断的なモデル契約条項の利用について定期的に状況調査する」とある。これらについては議定書の締約国会議でいろいろ議論する道が開かれていると理解します。

契約遵守の件について話を戻しますが、契約は企業にとって重要な機密情報です。したがって、企業は、よほどの理由がない限り、政府関係者に対し契約内容を見せないでしょう。先ほどの繰り返しになりますが、民事の問題に対して政府は介入しないというのが筋であるからです。

政府が干渉するとすればどのような場合があり得るのか、という架空の議論は当面、避けたいと思います。契約遵守についての基本は議定書第18条により明確にされていると考えるからです。

経済産業省 MAT に関する考え方については、先ほど炭田委員が言われたのと同じ意見でありまして、民間企業といいますが、遺伝資源をやりとりされる方同士の契約については、やはりその契約の当事者に任せるとというのが基本だろうとっております。

名古屋議定書の規定についても、少なくとも明示的に MAT の内容について、締約国の介入が必要であると書かれている部分はないと我々は理解しておりますので、仮に介入が必要であるということでは、非常に慎重な検討が必要になるだろうと考えております。

外務省 炭田委員と経産省の言われる論調だと、私法に基づいて、その異議があるときは、18条に基づいた形でのコンプライアンスというのを条約上の紛争処理をするのだということなのかもしれませんが、それであれば、その15条の遵守という条項をつくる意味というのがないので、やはりそれはいろんな条約のメカニズムに基づいて、6条で求められている PIC 及び MAT というのが適正に行われていることと。それに基づいてちゃんと利用者と提供者が守られているということを確認するところがありますし、この条項については、shall take というふうに書いていますから、非常に強い用語ですね。as appropriate というのがない、利用国としての義務で、やらなければならない条項なので、やはりこここのところを正しく捉えて、どのような措置を導入するのかと。

ただ、その措置の内容については、まさに座長が言われたとおりで、appropriate と、measure とか、proportionate measure、どこまでやればいいのかというところについては、議論をする必要があると思うのですが、何もしないでいいとか、不履行でも、形式上 MAT がつくられていけばいいのだと。そこに国が介入する必要がないのだというところは、これは名古屋議定書の解釈を間違えているのかなと私は思います。

西澤委員 いま、間違えていると言われましたけど、私が解釈したのは、MAT は、契約した当事者同士は了解していて、日本にそれが出されていようが、向こうの国は知っているわけですね。資源国としては、彼らがもし疑義が生じたときに、monitoring のほうに移ればいいわけで、そのときに初めて日本も動けばいいんじゃないかと思うのですよね。ただ、その monitoring のタイミングをいつするかとか、そういうのはあると思うのですけど。

丸山委員 MAT ですけども、MAT といっても、多分業界ごとに、あるいはケースごとによって変わってくるのかなと。内容的にも随分変わってくるのかなと思います。次の議論になるのかもしれませんが、例えば商業利用と非商業利用における MAT のあり方というのは大分違うのかなと。私も、MAT のほうはあまり実務の中でかかわっておりませんのでわかりませんが、そうしたいいくつかの事例を大別されることはできるんじゃないかと思っておりますので、それごとに、どういう対応になるのかということを検討するのも必要なのではないかと思います。

外務省 先ほど言われたことにつきましても、15 条の 3 項で、ここは義務的なことではなくて、可能な範囲でということになっているのですけれども、提供国側の法令違反をしているときには協力するという規定もございますので、やはりそこは提供国の措置に沿っているかということについて、何らかの適当な措置を、これは日本の基本的に法令が許される財産権とか、そういった範囲内でやるということは求められているのであって、そこについて、日本が国として何の措置も講じなくていいということにはならないのかなと。その措置を十分やらないでいた場合には、十分な担保措置が講じられていないということで、逆に非難される可能性があると思います。

藤井委員 この件は、私がどこかの段階でお話しさせていただいた件だと思いますけれども、まずそのときの話をした趣旨は、まず 1 点は、契約というのは、やっぱりあくまでも当事者間に任せてほしいと。何か紛争が起きた場合には、当然民事訴訟等、契約の中に書くはずですから、それで解決できるはずですよ。ですから、それで十分だろうと考えていますし、あともう一点、名古屋議定書の中にも、ベストプラクティスとか、契約のひな型的なものをつくりましょうということも書いてあって、それはそれで構わないんですけども、ただ、契約の条件まで規制するような契約のひな型をつくるのは避けてくださいと。その 2 点を趣旨としてお話しさせていただきました。

炭田委員 先ほど、18 条について申し上げましたが、18 条第 1 項には、相互に合意する条件の中に「次のような規定を含めることを奨励する」とあります。一つは、「紛争解決の手續において従う管轄権」です。もめごとが起こったらどこの国の裁判所で扱うかということ。二つ目は、「準拠法」です。どこの法律に準拠するかを明示しておくこと。三つ目は、「仲介又は仲裁などの裁判外紛争解決の選択肢」です。それらを契約書の中に明示することを奨励するということです。

契約を結ぶときにその三つを明示しておけば、当事者間で争いが起こった場合にどのように進めるかという手続きが明白となる。その手続きに従えば、既に世の中に紛争解決の仕組みがあるから、それに従ってやることになる、そういうことだと理解します。

政府が契約書の中身に入ってきてチェックするというのを真面目に語られるのを聞いたのは、実は初めてです。名古屋議定書に至る交渉でも、そういう議論はあまりされなかったと記憶します。契約上の紛争解決というのは、既に国際的にも民事上の紛争解決手段が整えられているし、契約法もある。当時、途上国が主張したのは、先進国ならお金があるからそういう制度を利用できるけれども、お金や知識の貧しい国の者にはなかなかその制度を使えない。泣き寝入りにならざるを得ない懸念がある。そのために、18 条第 3 項に「各締約国は以下について、適宜、効果的な措置をとる」とされ、「司法へのアクセス」とか、「外国の判決及び仲裁判断の相互承認並びに執行に関する仕組みの利用」が挙げられてた。

それ以上は議論が進まなくて、18 条は今の文言で合意に達した。ただし、18 条第 4 項に、「この条の有効性は、議定書の第 31 条に従い、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議で検討する」とあります。積み残しのことは今後、議定書が発効した後に、締約国会議で検討しましょうというところでおさまっています。

外務省さんが言われましたけど、政府が契約の中身まで入っていくということはあまり議論されなかったし、そういう主張もあまりなかったと記憶します。

外務省 18 条の、基本的に紛争が起こったときというのは、司法上というところはおっしゃるとおりだと思うのですけれども、ただ、名古屋議定書の肝であるところというのは、一つは、その利用国側もこの遵守させるための情報収集とか、あとは不履行に対しての適切な措置をとるところで、利益配分と ABS に協力するというところなので、やはり 15 条の規定というのがある理由はそこでございま

すので、例えば提供国の法律に明確に反した、非常に安価な、例えば無償で提供するというような契約で遺伝資源の利用が行われているときに、途上国から、法令を遵守するように協力してくれと、3項の規定について言われたときにどうするかとか、そういうようなことについては、やはり何らかの措置を検討する必要があるのではないかと。国が全くそこについてやらないでいいということであれば、そもそも15条という規定は不要なのではないかと思しますので、そこについては、条約を踏まえた上で適切な措置というのはどういうことなのかを検討していくべきだと。

確かに日本の法律というのは、当然、そんな国というのはどこまでも財産権を侵害できる状況ではないので、おのずからその限界というのはあると思しますので、そこは適当、かつ、あと途上国との相互の、どこまで日本としてやれるのかという、proportionate というところについては非常に曖昧なので、そこは議論をする必要があると思うのですけれども、ただ15条を踏まえた、これはshall takeという義務的な規定ですので、何らかの遵守措置をとるということが、まず国内措置として最低限やらないといけないことなのかなというふうに我々は理解しています。

辻田係長 外務省さんに質問させていただきたいんですけれども、15条の1の遵守という条項について、MATの中身までちゃんと確認しないことには、この条項の存在意義がないというようなことをおっしゃっていましたが、15条の1で、MATに関するところとしては、相互に合意する条件が設定されていることとなるよう効果的な措置をとる、というような内容になっていまして、ここであえて「設定されていることとなるよう」と書いているので、基本的には、設定されているかどうか、MATがあるかどうかということなのかなと、こちらとしては理解していたんですけれども、そうではなくて、そのMATの中身まで入り込む必要があるというのは、どのような考え方によるのか、いまひとつ理解が及ばないところがあるので、もうちょっと教えていただければと思います。

また、15条の3についてのお話をされていましたが、15条の3の、提供国のほうから言われたときにどうするのかというのは、15条の1とは分けて考える必要があるのかなと思っているのですが、追加のご説明をいただけるようであれば、お願いしたいと思います。

外務省 私の説明した趣旨というのは必ずしも理解されていないと思うのですけれども、私が言ったのは、MATが締結されているという形式的なところで判断すれば、15条というのが締約国の責任が満たされているということにならないのではないかと。というのは、第2項において、締約国は、不履行についての対処というのをする必要があります。あと、1項についても、基本的には、「締約国の国内の法令又は規則に従い」と前に書いてありますので、その規則に従っているかどうかということについて、明確に外れている場合というのについては、たとえ形式的にMATがあったとしても、あと、形式的にはあっても守られていない場合というのは、何らかの措置をする必要があるので、その最初のご説明では、形式的にMATがあることを確認すれば、遵守という、締約国の責任は満たされているという理解をちょっとされかねないというか、可能性もあるというので、そのところはクリアにする。

個別に、どこまで本当に細かく契約の内容まで入り込むのかということについて、そこはやはりこれから議論をするということだと思うのですけれども、ただ、締約国の責任として、MATが締約国の法律に従っていない、MATどおりに履行されていないという場合については、何らかの措置をする必要があるのではないかと、そういう趣旨でございます。

炭田委員 いま外務省さんは二つのことを言われました。一つ目はMATが提供国の国内法に従っていないという場合、二つ目はMATが遵守されていないという場合です。まず、ABS国内法を有する提供国の遺伝資源にアクセスする場合は、その権限ある当局が審査しPICを発出する。そのとき、権限ある当局はMATが設定されたことを、通常、PICを出す前に確認する。つまり、MATがその国の法律

に従っているかいないか等は PIC 申請を審査するときに、提供国の権限ある当局がチェックするのです。その結果の情報(PIC 発出と MAT 設定をチェックしたという情報)をクリアリングハウスに送る。それが国際的に認知された証明書になる。それで一応、手続きは終わるわけです。だから、MAT が提供国の国内法に矛盾していないかどうかは、提供国側の権限ある当局がチェックするという仕組みです。それが第 1 点です。

それから第 2 点の、MAT で契約したとおり利用者は従っているかどうか、つまり契約違反はないかどうかというのは、18 条のところでご説明したとおり、契約法とか国際的な紛争解決の仕組みがいろいろと民事レベルで整備されているから、紛争が発生した時にはその制度に基づく手続きが円滑に進むように、契約の時点で、管轄権とか準拠法等のことを契約書の中に書いておきなさいと議定書は奨励しています。だから、契約不履行等のことに関しても、議定書で担保されていると理解しています。利用国側政府がそこまで入ってどうこうするという必要はないのではないかと考えます。

外務省 基本的にまず、通常のルートはまさに炭田さんがおっしゃられたとおりですね。提供国側がちゃんと PIC のときに確認をしたものが、ちゃんとクリアリングハウスを通じて流れてくると。それを形式的にチェックすればいいと。ただ、基本的には 15 条というのは、それがちゃんと提供国側で履行されるように、守られるように、6 条とは別に、別の条項としてありますので、これは自国の管轄内で利用される遺伝資源に関する措置でございますので、輸入された措置については、利用国である我が国が行うべき措置として 15 条という規定がある。

例えば、いろんなケースが考えられるわけですね。PIC なしに、相互の契約はあるけど、持ってくる場合というのも考えられますね。よく知らなくて、ちゃんと許可をとらずに持ってきたというような場合とか。まあ、そういう例というのではないと思うのですけれども。

ただ基本的に、だから 15 条の措置というのは、何をやらなければならないのかというのが難しいわけですね。具体的な要件というのが条約の中で明確に書いているわけではなくて、提供国の法律に従ってというふうに書いてあるので、そこについて、まさにどこまでやるのかというふうなことを、最初に磯崎先生が言われた話というのはそういうところにつながってくるのではないかなと思いますので、15 条という形の、わざわざ 6 条と別に、あと司法上の措置を定めた 18 条と別にわざわざ置かれているということについての意義ということについては、よく考える必要があるのではないかと思います。

磯崎座長 15 条のちょっと細かな解釈のところも一緒に入っていて、その細かいところについては、最終的に外務省と環境省との間で詰めをしてほしいところですが、私もこの 15 条 1 項の解釈ですが、PIC は、PIC に従って遺伝資源が利用されてきていること、これは現在完了形で PIC が出されてその後の利用状況も含むような書き方がされているのですが、MAT のほうは established だけなので、杉中さんが触れた前半の部分は非常に重要なことですが、提供国の法令が、契約について何らかの限定を設定していて、この法律のもとで、遺伝資源に関する契約はこういうことでなければならない、というような条件をつけることも当然よくあります。その条件に従ってない契約を結んだ、当事者間で契約を結ぶときに、法律に義務づけられている要件とか基準や手続に沿っていない契約が結ばれた。それは、契約の問題というより、法律の問題になります。法律に違反した契約を結んでしまったということになるので、法律違反というところなので、PIC をとっていたかいないかと同じように、法律に従わない契約を結んでしまったという問題で、法律に沿っていない。だから 15 条は、法律上の問題があるかないかを確認する。

ただし、杉中さんが触れたように、これは難しいですね。その国の法令が、例えば ABS 契約はこうでなければならないというのを、クリアリングハウスを通じて公表されている場合、そうすると本当に

この具体的なその遺伝資源にかかわる契約が、クリアリングハウスに出されている、その国の法律の MAT に関する条件に沿っているかどうかは、指摘されたように、締結されていただけではわからないという問題があります。15 条は、それを当然求めているので、そのときに何をどうするかというのは、確かに考えないといけないところです。

ただし、後半の、契約が結ばれて、当然その契約は、今度は合法的な法律違反にはなっていない契約ですけれども、その契約の契約条項のとおり、現在、利用者がそのとおりに実施しているか、これについては、18 条がカバーする内容であって、法令違反の問題ではないので、15 条には私は直結しないと考えています。ですから、二つ目のところについては後で確認をお願いします。

というような整理になりますが、この委員会でずっと出ていたのは、いま外務省から指摘があって、私が整理した、提供国の法令が契約の内容を制約している、制限するような、そのときに、しかもそれはクリアリングハウスなどを通じて明確になっている、というときに、個別具体的契約が本当にそれに合っているかどうかということ、これは炭田さんが触れたように、提供国がチェックしている。その上で 15 条は利用国に対してそれを求めているので、その場合に限っては、クリアリングハウスに出ている条件にこの契約が合っているかどうかということ、中身まで見る必要があるのかどうかという、新しいというか、考えなければいけないことがあります。

この点について、いかがでしょうか。

経済産業省 MAT に関する国の関与ということで、今後、外務省と環境省の間で整理が行われるということですが、経済産業省も非常に関心があるので、その検討の中に入れていただければと考えております。また、15 条第 1 項のところを見ますと、3 行目のところに、in accordance with prior informed consent ということで、表題の提供国の DOMESTIC LEGISLATION というような言い方がされていませんので、例えばこれがどういう意味を持つのかということについても、少し検討をしていきたいというふうに考えております。

炭田委員 外務省さんが言われるように、15 条 1 項は Each Party shall となっている。しかし、measures の前にぼやかしの修飾語がある。つまり、shall take appropriate, effective and proportionate legislative, administrative or policy measures と非常に幅が広い。例えば proportionate という文言について、欧州の交渉団の法律家が言うには、「利用国にそのような義務が課されるのであるならば、逆に途上国が利用である場合にも適用されるから、その立場にたったときにそういう義務を果たす仕組みがあるのかどうか問題となる。仕組みがあるのであれば、proportionate といえど。利用国と提供国の立場が逆の場合にも、適用されるのが proportionate だという主張です。15 条 1 項は shall で始まっているけど、表現は曖昧であると理解しています。

15 条 2 項も、shall take appropriate, effective and proportionate measures となっていますが、第 2 項の方は non compliance の場合に対する措置である。つまり、15 条 1 項に基づく利用国の国内遵守措置を遵守しなかった場合のことに言及しているのであって、提供国の国内法令を守らなかった場合の措置について言及しているのではないと理解します。

外務省さんが言われるような解釈に限られるものではなく、非常に幅の広い多くの解釈が可能な表現になっている、という印象を国際交渉の流れの中で理解しました。

それから、15 条 1 項について追加しますと、Each Party shall take appropriate, effective and proportionate legislative, administrative or policy measures to provide that ... となっている。利用国内で使われている遺伝資源が PIC に従って取得されたことを規定する措置(measures to provide that ...)をとる、と書いてある。PIC に従って取得されたことを確保する措置(measures to ensure that ...)

とは書いていない。measures to provide という文言にたどり着くまでに非常な論争があった。途上国側は ensure する措置を強く主張した。他方、先進国側はそういうことを目ざす措置(measures with the aim of ----ing)とすべきであると主張し、議論が長時間、平行線をたどった。最終的には、measures to provide という表現で落ち着いた。その provide の読み方は、を規定する措置という意味であって、確保するという意味ではない。これは先進国側のベテランの法律専門家が提案した文言です。双方が自分側に都合のよいように読める文言かもしれません。

ですから、外務省さんの言われるニュアンスと、実際の交渉の場でこの条項が妥結した状況でのニュアンスには違いがあります。

外務省 ちょっと私の言い方があまりよくなかったのかもしれないですけども、まさにおっしゃるように、15条はやらなければならないですけども、それをどこまでやればいいのかというところについては、ある程度 appropriate とか、proportionate という言葉がございますので、どこまで日本としてやるのかというところについては、これはまさにそういう場で議論をする必要があるのではないのかなと思います。ただ、全く国が何もやる必要がなく、これは司法だけの措置だということになると、明らかに15条に対する措置を講じないと。

15条の2項のほうも、ちょっと自分の口が滑ったところもあるんですけども、究極に厳しくすれば、本当に細かく利用を遵守しているかというやり方もあると思うんですけども、実際はそこまでするのは難しいのかなと。そこまで求めてないのではないかと磯崎先生の話はおっしゃるとおりだと思いますけれども、ただ明らかにMATに不履行だということが明確な場合ということで、やはり15条2項と。これは15条の3項からの措置で知られることなのかもしれないですけども、明確な不履行について、どういう措置をとるのかということというのは、これは重要な論点だと思いますので、そこも併せて議論をいただければと思います。

磯崎座長 ちょっと細かい、15条で何をするかという議論のほうが出てきてしまっていますが、実はこれは後ろのチェックポイントのところの議論でも触れられるのですが、先取りのチェックポイントのところでは何をするかという議論もしているというつもりで対応していただければと思います。

小幡委員 磯崎先生が仰ったように、チェックポイントでどういうことをやるかということだと思っておりますけれども、外務省と環境省で相談なさることですので、現実的に、具体的に可能な、また、コンプライアンスが可能な方法をぜひ検討していただきたいと思います。

MATの数とはんでもない数になることが想定されますし、それを全て見るとか、あと、違反のクレームは多分提供国から来るのでしょけれど、その窓口を設定する必要があると思うのですが、その辺も含めまして、やはり現実的に対応可能な、また遵守可能な措置を考えていく必要があるのではないかと思います。

農林水産省 事務的なというか、先ほど座長のほうから、この条約上の解釈について、外務省と環境省のほうで詰めてくださいという一言があったということもあって、先ほど経産省さんも、また、いま小幡委員も反応されていたんですけども、結局この委員会で検討したことというのは、環境省を通じて各省全体に投げ返されることで、どのような措置にするかというのは、各省全体の問題でございますので、そのところは一つ一つ出てきた問題について、当省も対応しますとか、そういうのを一つ一つ言わなければいけなくなるとまた手数でございますので、そこはちょっとご理解いただければなと思います。

あともう一つ、先ほど炭田委員から、交渉の過程でいろいろな議論があって、もう少し融通のあるよ

うなとり方で、この文言というのは決まっていたのではないかというようなご説明があったのですが、逆の観点から、こういうような文章になっているけれど、ここは厳しくとる国があるかもしれない。我々はこういうことも対処しておく必要があるかもしれないというようなご指摘も、あわせて入れていただいたほうが、今後我々が考える上で必要な観点かなと感じますので、もしできればお願いしたいと思います。

磯崎座長 先ほどの外務省からの指摘は、一部の開発途上国は当然そういう解釈をとる可能性もあるというその範囲で、これまでもいくつかで、私も開発途上国側では、個々について違うもっと厳しい主張がある、というのは何回か紹介してきていますので、いま農水省からも指摘がありましたように、それから、以前も国内の観点でもちょっと触れたかと思いますが、国内で一般の人から、例えばパブリックコメントなどで、ここで考えているのよりはずっと広い対象で、厳しいという考え方こそとるべきだという指摘が出てくる可能性ももちろんあるので、それらもこの場で我々は前提にしながら考えていく必要があるかと思っています。

論点をもう少し絞って、MAT について、これまでの多くの意見では、契約の中身、契約そのものがどのように履行されているか、現在守られているのかについてまで、議定書は対象にしていらないのではないか、あるいは、そこまで考えなくていいという意見が片方である。一方で、外務省からの指摘で、そうではなくて、契約そのものが現在どのように行われているかも見ないと、15条とのかかわりで不十分であるという指摘があります。その中間にある、私が何回か説明したところですが、提供国法令が契約の中身を制約・制限していて、結ばれた契約が本当にそれに合っているかどうかを、利用国としてもチェックする必要がある。ただ、それを具体的にどうやってチェックするのかというのは、残された課題です。

チェックポイントで何をするかという、先ほどから触れています、次の二つ後の項目で出てくる議論ですが、いまの最後の点についてはちょっと悩ましい問題で、それぞれの分野でもどう考えるか含めて考慮していただければと思います。

特に15条1項のMATで、それがestablishedされていることという、そこについての外務省あるいは関係する省庁の間での詰め、それ以外のところで何か残されている論点とかありましたら。

二村委員 先ほど炭田さんが、PICをとる際にはMATがしっかりとしたものがあるということ、提供国が確認した上でPICを出している。ですので、利用国側としては確認をする必要がないというふうにおっしゃっていました。外務省の方も、それは事実ですとお話しになりましたので、そこはもう確定の事実のようになっていきますけども、MATに2段階ロケット型というか、持ち出すのを簡単にまですておいて、研究が進んだ後で利益還元について話しましょうという形のものがありますので、要するに資源国側が求めている最終的なMATの細かいところは触れずにPICが出るというケースが一つあるということ、皆さんにちょっと注意を喚起しておきたいと思います。

ただ、僕自身は、MATの中身の確認をする必要があるのかどうかという点については、まあ、そこまではする必要はないのではないかと考えていますけれども、そういう事実があるということをご理解いただきたいと思います。

鈴木委員 非常にプリミティブなところでちょっと伺いたいのですが、我々いま普通に、海外資源じゃない場合に、微生物資源をいろいろやりとりしておりますし、いまの段階での海外とのやりとりもあります。いま、自分たちのところで言えば、海外の人、まさに自国のものを自国の責任でやっている部分については、そういう形で受け、その後で私たちも分譲するときには、その利用目的などの情報を確認したうえで、原産国の情報も見えている実態で提供しています。

それで、それらについても全て、何かあったときには、どの菌はどこから、いつ来て、いつ、どこに分譲したか、全部の記録はとって管理している中で、今度国内措置のような規制が入ってくるというときに、海外のこのような事業は、果たしていま日本で普通にやっているものよりも厳しくなるものかどうかということなんですね。

つまり、いま国内法があって、国内の微生物、生物資源を使うにはいろんな法律があります。そのときに、全部いまのような情報を集めて、使う人がそこまでやることを確認して我々は渡しているかというと、例えば病原菌組換え体、封じ込めレベル、いろんなものがあるのを全部分譲先がどう使っているかまでは管理できませんから、あとは(国内外の利用者は)それぞれの法律を遵守しなさいという方式でやっているわけなので、果たしてこの国内措置が、事前にそこ(先方の法令順守)までやると、今度は分譲依頼を審査するほうにも責任が発生してきますよね。

ですから、そういうことから言えば、まず、すっと提供して、その後はそこで出ているドキュメントや、審査というのか捜査というのかわかりませんが、その可能性などを踏まえた動きに対応できるようにしておく必要はあるけれども、事前にいまの日本の国内法規制についてやっている以上のものを、果たして海外の原産国の法令に対してやる必要があるのかということが、ちょっと疑問かなと思います。

というのは、いま、海外のその資源提供国の国内法を制定されて、それに基づいた対応を我々利用国がするということだけで画期的なものであるのに、それを実施するときに、国内の法律と同じレベルに近い捜査やなんかができるということまで日本は多分準備する必要があると思うのですが、現状で海外の法令に対する順守を監視する体制はつくった上で、将来、例えば我々は、各国の国内法に基づいて海外生物資源を管理するとなると、多分その原産国の間に利用条件の差が出てくると思います。例えばそれは、我々からすれば、ある意味それは競争で、つまり、例えば熱帯の生物資源が欲しいと言った人が、どの国だとどういう管理を受ける、あの国だとこういう管理を受ける、その中で最適なもの、一番使いやすいものを選ぶ権利が出てくるわけですね。そうすると、その中で、提供国側もよりいい管理の仕方やなんか(自国の国内措置)をやっていくと思います。それで我々も、両方がハッピーな構造になっていくというのを目指したときに、記録やプロセスは大事ですけど、例えば利用の目的までも制限されて発展が見えない管理というのは必ずしもよくはないので、そのかわり、どこにどうあって、トレースできるものは、ちゃんと記録は出せるようにしておくことは重要と思います。

ただし、例えば、多分そこから先(分譲先の使用状況)に行くと、利用者の中での使ってきた実態を調べなきゃならなくなったときには、よくある形で、実験ノートの提出ですとか、こっちから及ばないとこで調べないといけないわけですから、そこは多分限界なのかなと思うので、カルチャーコレクションはそれと連携する形の構造になれるようにしたらいいかなとは思っています。

ちょっとそんな感じで、非常にプリミティブなところがわからなかったので伺いました。

炭田委員 こういった問題は、政府・省庁の間、特に外務省、環境省の間でいろいろ議論されると言われましたが、これは学界や産業界の人も含めて議論していただきたいと思います。というのは、実態を踏まえずにルール化されてしまうと、その犠牲になるのは學術の研究者や中・小・零細企業です。実態が伴わないルールとなる可能性を懸念します。

このような問題を賢明に解決するためには、社会の弱者を助ける国の支援措置が必須だと考えます。EUはそういうことには配慮している。例えば、EU政府と資源国との2国間協定を結び、PIC取得とMAT設定した遺伝資源をEU信頼コレクションという場所に入れる。EU域内の利用者が信頼コレクションから遺伝資源を入手すれば、それは議定書に基づく規定をクリアしていることになる。EUはそのような公的な支援措置を実施する予定です。

このように、国内遵守措置をつくる際には、同時並行で、弱者に対する国の支援措置と一緒に組み合わせて実施しないと、学界の研究者やベンチャー企業を含め中・小・零細企業が過剰規制の犠牲になり、その結果、研究や創造的な企業活動がどんどん衰退していく。国の将来のために非常に重要なチャレンジをしている人たちが、実は国の政策の犠牲者になるのです。政府が実態を踏まえずに法律をつくと犠牲者が出ますよ、ということはそのことです。国内遵守措置の議論は産業界や学界の人も入れて、国の支援を組み合わせて議論していただきたいと思います。

磯崎座長 いまのところですが、後ろのチェックポイントの話、あるいは、そこで何をする、対象にするという話には実は大分入ってしまっているところですが、この場では、MAT についての対象をどうするかということで、先ほど既にちょっと整理しましたように、ベースとして、契約の中までは対象にしないという意見が多い。それから、ただし、提供国法令が契約の内容について何らかの制約を置いているときは、それに合っているかどうかを確認しないといけないけど、一体どうやって確認すると。中身を見ないといけないということになりますので、それがあある。

それから、一つ、関連省庁だけに委ねるということではなくて、三つ目の 15 条の解釈のところ、契約の履行というのも 15 条の解釈の中に最初から入っているという、それについてだけ、外務省、それから関係省庁の間でちょっとそこは確認してくださいということで、この会が、そのほか二つからも除外されているというわけではありません。

いまのような MAT に関する整理で、それに関連して何かご意見がほかがあれば、どうでしょうか。

(なし)

磯崎座長 そうしましたら、この MAT の対象というところは、いまのような三つのポイントで整理して、二つ目のポイントは、次のチェックポイントで何をするかにも直結してきます。三つ目のポイントは、次の会合のときにどうだったかの説明をする、ということにしたいと思います。

それでは、次のページ、上に ITPGR 関連というところでの整理があります。これも第 1 ラウンドのところでは実は細かな話が大部分出てきていますが、整理する方向としては、名古屋議定書の 4 条 4 項に書かれてあること、これについてはそのとおりで問題がない。つまり ITPGR の附属書 で MLS で動いていて、SMTA で契約が結ばれている場合ですが、この検討会の意見でも、必ずしも附属書 に限定されずに、あるいは MLS というシステムに限定されずに、SMTA で動いているものについて含められるのではないかと、あるいは、SMTA と類似の、SMTA そのものではないものであって、BS がされているもの、そこまで広げられるかどうかですが、そのような論点、議論や意見が出てきています。

ただし、これは先ほど私が整理した、最終的には ITPGR の別の条約の中で決まるべき事柄であったり、それから名古屋議定書の締約国会合の中で、ITPGR との間の交通整理ということで、名古屋議定書が決めるべき事柄であるという、そういう論点も含まれてきています。もちろん、ITPGR あるいは名古屋議定書が、将来決めることであっても、先取りの日本が国内措置を考えると、そういう考え方を取り入れてもいいじゃないかというのは出てくることです。ただ、その場合も、何度も触れていますが、合理的で納得させることのできる説明があれば、日本が独自に一方的に、先取りの措置を考えるとということも可能です。

いまのような ITPGR、特に議定書の第 4 条 4 項の除外とのかかわりで、いまの整理、またはそれ以外の論点で何かありましたら、いかがでしょうか。

寺田委員 これは植物関係の育種の話なので、この検討会の委員の中では私が一番関連しているので発言させていただきます。先ほどからの先生のお話で、提供国に対象となる遺伝資源の範囲を任せるということになると、以下のような問題が生じます。育種というのは、何度も申し上げましたが、たく

さんの素材を使って一つの新品種というのが10年ぐらいかけて出てくるわけですね。そうした場合に、こういうバイラテラルなシステムにすると、非常に混乱するというか、難しい問題がいくつも出てくるわけです。それから、育種の進行に従って子孫とかもいろいろ生じてきまして、その子孫というのも対象だということになると、扇のように、どんどん時がたつほどに、ちょっと関連しているようなものがいっぱい出てくるわけで、そうしたものの扱いというものが非常に複雑になってしまうわけです。そういうものを簡単にするというのが ITPGR-FA のシステムです。結局基金というものに、1回1%なりなんりの固定の金額を払えば、いくつ素材、つまり遺伝資源を育種に使っても大丈夫というような話ですので、非常にマルチで、シンプルな話で済むわけですね。一々チェックしなくても、1回払ってれば、それでいくつ遺伝資源を使ってもいいわけですから、そんなにトレースとかなんとも関係ないということになりますし、あとは、育種途上の、開発中のものは、SMTA という、さっき言った標準的な素材移転契約で行います。また、市販したものを、さらにほかの第三者が使うときには、それはすでに対象外で利益配分の義務などは関係ないことになっていまして、非常にシンプルにできるようになっているわけです。

それにもかかわらず、一番初めに書いてあるクロープリストというものには、非常に少ない作物しか載っておりませんで、キャベツなどは載っているのですが、トマトは載っていないということになりますので、キャベツとかブロッコリーみたいなものは、わりといままでどおり育種できるけれども、トマトなんかになると名古屋議定書のシステムに移行した途端に、ちょっと新しい病気が発生すると、耐病性野生種などを導入することが提供国の手続き上可能なのかなどが問題となってしまい、それをどうやって病気に強いトマトにするのかということ、頭を悩ませなきゃいけないということになってしまいます。このため、名古屋議定書による国内措置が発効する前に、そういうときにどうするのかということは決めておかないと、実際にやる者としては、丸投げされても困るということになってしまうんですね。

ですから、ITPGRFA の SMTA では、名古屋議定書のパイのシステムでできないということであるのであれば、名古屋議定書ではこういうふうにやったほうがいいと。先ほども言いましたけど、ひな型のようなものがないと、それこそ小さな業者が多いですので、わからないということになると思うのです。その辺をちょっと考えていただきたいと思うのです。

法律上は、それは確かに締約国の中の提供国が決めることなのかもしれませんが、具体的な対処が業者任せとなり、放置されると困るということになります。標準契約があって、それが固定していて、みんなが同じものを使うという、非常に契約書がオープンになっているという形式で成り立っている世界なわけで、人々がいろんな契約をしてしまうと、そもそもマルチが成り立たなくなりますので、そういう方式で世界中同じシステムでやるというようなことを名古屋議定書で SMTA を準用するような形ということ、ぜひとも考えていただきたいと思います。名古屋議定書の発効の前に、実質的にはそういうことを考えていただかないと困るということをお願いしたいと思います。

磯崎座長 そうしますと、名古屋議定書の4条4項で触れている事柄で、そこを拡大してという、そういう理由づけ、あるいはそういう話では必ずしもなくて、国内で実施するとき、特に中小や、あるいはこのような形の利用を行っている業界に対する支援のシステム、あるいは、炭田さんが何度も紹介してくださっていますが、EU がとっているような、ある程度認証された、あるいは確立された、そういう利用団体であるということ、そのような制度を一緒にとるという、それで解決できますでしょうか。

寺田委員 解決する方法としては、市販品種の問題、検討は前回ありましたが、その市販品種を対象範囲としてしまうと育種の場合非常に複雑な話になってしまうので、市販品種はコモディティとして

伝統的に育種に使っているのも、これは外すということにさせていただければ、あとは育種段階で sMTA によって、研究者から研究者に渡るということになりますので、シンプルになりうると考えます。先生のおっしゃったように、信頼あるコレクションだとか、ベストプラクティスとか、モデルひな型とか、そういうようなもので解決できると思いますので、そういうシステムを事前につくった上で国内措置を動かすということをお願いしたいと思います。

磯崎座長 そうすると、二つのポイントで、コモディティの話に戻ってしまうところ、それからいまのサポート体制、または何らかのそういう信頼あるコレクションなどのシステムづくりをあわせて行うという、そちらの論点になるかと思うのですが、コモディティというのはこの間論点整理をしたところですけども、あとは、農水省になりますかね、種苗法もとのシステムと名古屋議定書の関係で、特にこの種苗・育種業界とのかかわりをどうするのか。いまの市販品種についての現行法そのままで行くのか、名古屋議定書のかかわりで何かするのかという、国内法上の問題があって、その点はこの検討会だけでの議論では難しい面がありますけれども、日本の国内法とのかかわりでどうするかという、そういう論点も含まれています。

特にいま寺田さんが触れたのは、現在の日本の国内法上認められていることが制約されることになるのかどうかということなので、そこについての考慮もすべきであるという、そういう指摘であるかと思えます。

外務省 いま委員が言われたこととかかわって、まさに ITPGR のことというのは、なかなか名古屋議定書のほうでは外すことができないのですけれども、ITPGR の対象品種が少ないという意識は非常に共有をされていて、一昨年ですか、ブラジルで対象品目の見直しに向けた議論を開始しようというふうになっておりますので、日本も条約は国会を通りまして、あと数カ月たてば締約国になりますので、できるだけ対象を増やしていくということ、まず農水省を中心でやっていくということだと思います。

あとは、まさにひな型の話というのは、非常に国際的な取引の少ないものは ITPGR に入っていない話というのは、全てが網羅されるというのは難しいということはおっしゃるとおりだと思いますけれども、その育種のために使うものということでは、定着している SMTA をできるだけひな型でつくっていくことにしたいというのが委員のおっしゃることだと思いますので、そういった議論については、この委員会の中で取りまとめがあれば、政府としても、次の名古屋議定書の政府間会合の中では、先ほど議論のあった 19 条の契約条項のひな型の議論等も行いますし、日本もこの条約のひな型の重要性というのを非常に認識をしておりますので、今年の早い段階で日本が非公式会合を主催したりもしていますので、その中で日本として、この委員会の意見も受けて、政府間会合の中で意見として言っていきたいということがいいのではないかと思います。

農林水産省 ほぼ重なるところでございますけれども、ITPGR の名古屋議定書の中でどういうふうに対応していくかという部分につきましては、座長からもありましたように、国際条約間のどう見るかでもありますが、我々はどう解釈するかということも含めて、できる限りカバーできるような形で考えていけたらなと思っております。

あと、この種苗の関係は非常に幅広いということもございますので、そのフォローの仕方につきまして、まさに農水省の事業といえますが、実際にフォローする手法というものを含めて考えておりますので、また実際にこういうところが弱い、こういうところはぜひフォローしてほしいということも、このあり方の中にプラス書き込んでいただければ、今後のあり方という、まさに政府のあり方として考えていく方向性になりますので、ぜひ具体的に入れていただければと思います。

また、先ほど座長からご提示のありました種苗法との関係ですね。こちらは、国際的にも UPOV 条約との関係というものも当然出てくるわけですが、若干、私どもが情報収集している限りでは、UPOV 条約事務局の反応がちょっと鈍いところもあるようですが、そちらからの情報収集も含めて対応していきたいと思っています。いずれにしても、できる限りうまく使っていけるようなカバー率を上げていくという方法で対応をしていきたいと思っております。

磯崎座長 ITPGR によるもの、要するにそれを除外するということと、先ほどからの整理のように、それ以外のものについて、特に各関連省庁からも説明がありました。国際的な場面も、それからそれぞれの分野で名古屋議定書、生物多様性条約との関連で、不当なというか、必要以上の制約にならないような方向で検討する、あるいはそういうスムーズな方向に動くように、国際的な場面でも発言をしていくという、そういうことも資料 2 の報告書の中に指摘する項目として書いていくという、そのような整理。

それから、寺田さんが触れた後半の部分については、それをやったとしても、まだ残る問題については、チェックポイントのあり方であったり、それから支援システム、支援制度のあり方であったり、そっこのほうで考える。この後で考えることにはなりますが、考えるということです。

そのほか、ここの ITPGR の項目ではいかがでしょうか。そういう整理の仕方ですが、よろしいでしょうか。

寺田委員 ちょっと質問があるのですが、この場合は、ITPGR-FA のほうは、義務として除外されるということなのか、あるいは相手国になるべく ITPGR-FA のほうでやってくださいと要望されているだけであるのかとの疑問です。クロップリストも、向こうの提供国の考え次第で、附属書 のクロップリストには載っているけど、提供国はキャベツは ITPGRFA で扱うことが嫌だから除外の対象から除くとかいうようなことを、提供国の国内法で決めた場合に、日本でも提供国の国内法に従うべきなのかとか、その辺も疑問があるのですけれども、どうでしょう。

磯崎座長 ここは、議定書に基づいて、利用国側が提供国法令について除外を主張できる分野になります。具体的に言うと、提供国の法令が ITPGR の附属書 のものを名古屋議定書のもとでやってくれと、もし求めてきた場合であっても、4 条 4 項によって、利用国日本としては、それは ITPGR のほうのシステムであって、名古屋議定書のシステムではないほうと考えるという言い方が、4 条 4 項を根拠にして言えます。ただし、附属書 より広げるとか、SMTA と同じ方法でやっているからというのは、4 条 4 項では出てこないですが、それを言う場合には何らかの説明が必要になります。

そうしましたら、次のチェックポイントですが、これは実は、今日だけではなくて、これまでもかなりの割合で、チェックポイントの項目で整理しようとしていること、それに関する議論がかなりの程度出てきています。チェックポイントの議論というのは、大きく分けると二つに分かれるのですが、現実には一つに、同じことを言っているような場面があるのですが、大きく分けると二つというのは、15 条と 16 条に基づいて具体的に何を定めるのか。15 条、16 条のどちらも 1 項です。国内措置として、利用国である日本が、15 条、16 条の 1 項を受けて、具体的に何を定めるのかということと、それからチェックポイントとモニタリングという、この 17 条の条文のもとで、どんなチェックポイントをモニタリングするのかということで、両者は大きく二つに分かれるのですけれども、現実には、15 条 1 項、16 条 1 項に基づいて具体的に取る措置は 17 条に該当する、という理解が多いですが、ただし、17 条は、必ずしも 15 条、16 条のためだけではなくて、15 条、16 条、それ自身としてちゃんとやらないといけないという指摘は、開発途上国側からはあります。

つまり、15条、16条で何をするのかと、それから17条で何をするのかとが、別だという指摘も片方ではありません。ただこの検討会では、どちらかといえば、15条、16条で求められていることを具体的に言うというのが、17条で求められていることである、という理解が多いようですが、まず最初に、そこはどうでしょうか。17条ではなくて、15条、16条のための措置というのは、17条とは別にまずつくべきだという指摘があるかどうかなんですが、いかがですか。

炭田委員 結局、名古屋議定書の下で国内遵守措置が機能する仕組みを考えようとするれば、15条、16条、17条を一体化して考えて、17条にもとづいて機能する仕組みを考えるのが実際的だと思います。私から第1回目あたりに試案の模式図を参考資料として配布させていただいたと思います。結果的には、EUからも似たような発想がEU-Regulation案にでてきました。

外務省 我々はちょっと解釈が違うところがあるのは、おそらく15条1項、16条1項というのを担保するための措置として、必要に応じてチェックポイントをつくって行って、情報を確認するということはおっしゃるとおりだと思います。ただ、17条とかを使用した結果、明確な不履行が見つかったときに、遵守をさせるためにどのような措置を講じるのかというのは、それは17条とは違うのではないかと考えていまして、そこはクリアにする必要があるのではないかと。

我々の解釈では、不履行の話というのは、17条1項(a)の()でも出てくるのですけれども、これは遵守のために必要な情報収集と。それに対して、不履行のおそれが高いときにも適切な処置をとらないときというのが、17条1項(a)の()というところで見えるのですけれども、不履行が明白なときに、それに対して適切な対応をするという措置というのは、15条の2項で考えるという整理をするのが正確ではないかというふうに思いますので、17条で全ての15条の措置を組み入れるというのはちょっと違うのかなというふうに理解しています。

磯崎座長 いま途中で触れていた不履行の場合というのは、提供国の法令違反のことですか。

外務省 はい。

磯崎座長 提供国の法令違反のときに何をさせるかと。

外務省 そうです。

磯崎座長 ここで、いまの指摘ですが、提供国法令を遵守していない、あるいは提供国法令違反に対して、日本としてとる措置の中に、その提供国法令違反がわかったときに何をさせるかというのまで含むべきだという意見です。

その点について、ほかの委員の方でどうでしょうか。

炭田委員 日本の国内措置は、行政的措置、立法的措置、あるいは政策的措置であり得る。バイオインダストリー協会でも弁護士にお願いして国際私法を調べましたが、日本国民が相手国の国内法を遵守しなかった場合に、日本政府が相手国に代わって自国民を罰するようなことはよほど例外的な場合でない限り、行わないというのが主権国家としての原則であると理解しています。日本政府が日本の国内において相手国の国内法を執行するという事は、相手国が宗主国であり日本はその属国であるという位置づけになる。そのようなことは、主権国家として行わないのが原則です。

二つの国の間で国民性、歴史、社会制度、カルチャー等が非常に共通していれば、相互に乗り入れをやりやすいという場合はあり得ると思います。生物多様性条約の場合に、日本と他国の間でそういうことは極めて起こりにくいと考えます。

外務省 まさに炭田委員のおっしゃるとおりで、ここは名古屋議定書のユニークなところというか、前人未到なところですね。ただ、15条の中には、炭田さんのおっしゃるとおり、外国の法規にしてPICとMATというのをきちんと従って遺伝子を利用しているということを遵守させる措置を、我が国

としてとると言っていますので、そのための手段として 17 条というのがあると思うんですが、そこに明確に従わない場合というときに、どういう措置を講じるのかというのは、15 条 2 項に従って、我が国が条約に基づいて負っている遵守というものに対して、不履行に対しても適切な措置を講じなければならないと明確に書いてありますので、そこは 17 条できちんと事実を確認するというのを超えて、何か適切な措置を考えないといけないと思います。

炭田委員 外務省さんの言葉で私にひっかかるのは、「15 条に明確に書いてある」というご説明がひっかかるのです。15 条は曖昧な、どのようにもとれる表現をしていますから、「明確に書いてある」というそのご説明が理解できないですね。

外務省 どういう措置を講じればいいのかというのは、基本的にこれは我が国で決めることだと思うのですが、ただ、その条約に基づいて求められている措置というのは、我が国として講じなければならない。それがお互いに、国同士で、非常に日本は手ぬるいとか、思っていることが違うという形で不履行になった場合は、別に 30 条とかの紛争処理措置がありますので、その条約の場でやるということだと思うのですが、条約に求められていることは、日本として適切だと、大体こんな相場観だろうということで、そこは日本として独自に判断することだと思うのですが、ただ、何らかの不履行の人に対して、炭田さんの言ったとおり、注意するとか、改善命令を出すとか、それぐらいかもしれないけれども、どういう措置をとった方がいいのかということは考えなければならない。そこはまさに、やっぱり業界の人たちがスムーズに事業を行うというのが、支障にならないような形にすべきだということでは、大前提としてそうだろうと思うけれども、やはり条約で、shall take という形になっていることについては、我々として何が適切な措置なのかということでは考える必要があると思っています。

炭田委員 その話ですけど、本会合の冒頭で申し上げたように、現時点ではいろいろな状況がまだ整っていないですね。つまり、名古屋議定書に従って、そういう国内法を整備した国はいまだ存在しない。私個人としては、今後、中国やインドがどうするのかということに関心があります。アジアの大国として将来、さらに経済成長するでしょうから。現時点では国際相場というのがまだ形成されていない状況です。名古屋議定書の国内措置を作るために日本は国際的な全体状況をよく見る必要がある。特にアジアでは、中国、インドがどうするのかも視野に入れる必要がある。

COP11 の時、インドの代表団の方にあなた方は議定書を批准すると聞いているが国内遵守措置はどうするのですか聞いた。3 人に別々に聞いたら、要するにまだなにも国内遵守措置は整備していないが、その答えがそれぞれ少しずつ違う。インド自身もかなり意識しているな、という印象を受けました。中国でもなかなか進まないですね。

日本だけが拙速でもよいから批准に走らねばならないという客観的な状況にはないと思います。日本が世界に先駆けて先進国として批准するという抽象的な目的を達成するために拙速に事を進め、研究者や中・小・零細企業を生きるか死ぬかの状況に追いやることは、政府として決してしてはならない。これは非常に慎重にしていきたい。

外務省さんが目指しているのは、世界における日本のレピュテーションを維持し高めたい、ということだと思います。しかし、今日の 6 名の委員連名の意見書にもあるように、まだ国際的、国内的な状況が整っていないのは明らかです。ですから、外務省さんとしてはしたたかに国際交渉会議や国際的広報活動に臨まれるのが一番賢いやり方だと思います。

磯崎座長 最初の論点に一部戻っているところがありますが、さっきの MAT の場合と同じで、開発途上国の中には、この 15 条 1 項のところでのとるべき措置と 17 条とでそれぞれ措置を作る、それから、特に 15 条 1 項とのかかわりで、提供国法令の執行のかわりというか、提供国にかわって提供国法令の執行確保をすることを 15 条 1 項が求めている、という指摘をする人たちもいます。ただ、法的には多数ではないですがその幅がある。

これは議定書が問題というのではなくて、法律というのは、多かれ少なかれですが、幅があるし、定義にも幅があるので、その幅の中のどれを中心に考えていくかということは、この名古屋議定書にかかわらず、常に必要になってくることです。

この会は、要するにその広い幅の中のどの辺で考えるか、あるいは、そのときに何と何をさらに考慮するかという、そういう役割をある意味負っているわけです。いま 15 条で狭いほうから広いほうまで出ていますので、そのどれが適切であるかという判断をしていくという、そういうプロセスになるのかと思います。

その際に大きく分かれるのが、提供国法令が遵守されていない場合、あるいは、提供国法令に違反している場合、そういうときに、日本の国内措置として何かを定める必要があるかどうかで、これも炭田さんが先ほど触れた ensure という言葉ではなくて、provide という言葉になったというところで、ensure という言葉であると、提供国法令の遵守を確保するための措置という、代理執行するようなニュアンスも出てきてしまう。それで provide for という形で、そのニュアンスを外す言葉が選ばれたというのが背景にあります。ただ、依然として provide for という言葉でも、提供国法令の代理執行は含まれていると主張する人たちも片方います。それは、どちらが正しいかではなくて、どちらも正しいので、それを日本が国内措置をとるときに、そのあり方として、この委員会ではどの考え方をとるかというのを出せばいいかと思います。

その前者、提供国の法令の遵守の確保をするところまで日本国内措置で定めるというときには、具体的にどうやってそれをやるのかということも問題になりますが、おそらくこの会ではそこまでやらなくてもいいのだと思います。その方向性で考えるときにどちらになるかというところで、その先の細かい、難しいところを議論しなくても私はいいかと思いますが。

というようなことが、15 条、16 条と 17 条との間の整理ですが、その点について何かほかにご意見がございましたら。

よろしいですか。ですから、多いほうの意見としては、17 条を具体的なというところで、ただし、15 条、16 条で独立的に措置の措置もとる。それから、さらに提供国法令の遵守確保につながる措置もとるという、そのような意見が出ていて、このあたりはどう整理するかになるところですが、資料 2 をまとめる段階で、そこについて、両論併記になるのか、またはどこかへ絞れるか、ということだと思います。

炭田委員 17 条に相当する部分については、国際交渉の締切りである COP10 最終日の前日の深夜に至るまで対立が続き、結局、交渉は決裂した。その直後、COP10 議長指揮下のごく少数の人達により、未明から早朝までに、決裂したテキストに政治的に玉虫色のお化粧をほどこした議長テキスト案が作成された。各国がそれぞれ自国に都合のよいように読めるように曖昧な表現を導入したテキストです。先ほど、外務省さんのご説明を聞いていて、日本に裁量の余地が与えられているのに自国にとって厳しくなる解釈をしているのではないかと感じました。当時の外務省の交渉官が体を張って交渉したのはその対極のポジションだったと思います。

ここで注意しなくてはならないのは、議定書の現在の日本語仮訳は訳し方があまりにも粗すぎる部分

があることです。先ほども申し上げたように、英語原文では shall の代わりに、would、will、should 等の言葉を使うことにより意味の曖昧化を図るなどの微妙な調節をしている。ところが日本語仮訳ではそれらの微妙な表現をすべて shall と同じ表現にしているのです。日本語仮訳だけを踏まえて律儀に読むと大きな間違いを犯す可能性がある。事務局にお願いしますが、次回からはぜひ英語原文と日本語仮訳の両方の資料を並べて配布していただきたいと思います。これが第1点です。

第2点は、as appropriate という言葉が方々に挿入されていることに注意しないとイケない。17条1.(a)だけでも5カ所ある。法律の先生に「as appropriate」の意味について聞きましたところ、次の3点を考慮することだと教わりました。

一つは、現行の法体系の中で突出しないルールであること。二つ目は、実効性があること。三つ目は、コストとベネフィットの観点からの配慮をすること。その三つを踏まえた上で行政の裁量で判断をする、というのが as appropriate である、と理解しました。磯崎先生、そうですね。

磯崎座長 はい。

炭田委員 ということで、議定書には as appropriate という言葉が方々に散りばめられているから、各国はそれぞれの裁量で自国の事情に合わせるようになってきている。私が特に申し上げたいのは、日本人は律儀で、自分に厳しく、また、明確でありたいという国民性を持つから、結局、相手国を慮るあまり、自国民に対し厳しすぎる国内遵守措置を作る危険性があると懸念しています。政府は、自国の裁量を適切に行使するようにしていただきたいと思います。

磯崎座長 いま既にチェックポイントの議論のところへ入っているのですが、ちょっと整理をします。15条、16条との関係で、EU Regulation ですが、EU がとっているのが、実態的な義務です。手続的な義務ではなくて、何をしなければいけないかということで、実際には17条になるのですが、EU の場合は、15条、16条を受けた実態的な義務として相当な注意義務を払うこと、という義務を置いています。提供国の法令が定めている場合に、PIC や MAT について提供国の法令が定めているときに、そのとおりになっているかどうかです。

これは皆さん同じ意見が出てきますが、当然、外国にいても、その国から帰っても、その国の法令について遵守をするということは当然である。その遵守をしているかどうかについての具体的な義務が、通常、人が必要とされる程度の注意を払っているかどうか、というのが義務内容です。ですから、十分な注意を払っていない場合は、義務の違反になる。十分な注意を払っていればいいということです。

要するに、何が重要かということ、提供国の法令そのものに遵守しているかどうかを義務づけているのではなくて、提供国の法令を遵守する際に、当然必要とされる注意を払っていたかどうかを義務だということ。それで、その義務をかけて、具体的には17条が求めているものにつながっていきますが、通常必要とされる注意を払うということは、どうやって確認できるか、そのための手続を書いていて、その手続というのが、17条が求めているような内容と重なってきます。このような書き方が一つの事例です。

ただし、先ほど外務省からも指摘があったように、開発途上国は必ずしもそれでいいと思っているわけではなくて、提供国法令そのものの遵守の確保で、それ自体を義務として、提供国法令に反しているときは何らかの措置をとるといって、そこまで15条で行えという指摘は、片方ではあります。ただし、EU はそこまでは踏み込まずに、確認のための配慮をしているかどうかを義務にして、その義務を確認する手続をいくつか定めているという、そういう整理の仕方です。これがいいというわけではなくて、そういうやり方も一つあるということです。

EUの話は私たち何度も聞いていますので、その位置づけが、いまのような整理であるという、そういう形で理解をしていただければと思います。

外務省 若干ミスリーディングというか、おっしゃるとおりだとは思いますが、EUはレギュレーションの4条でデューデリジェンスというのを定めておりまして、まさにそれは提供国の法律をそのまま完全に従うということではなくて、デューデリジェンスに従ってということ、ただ、これはあくまで15条で求めている手続として、国内のユーザーに要求することということについて4条というのが受けているというのが我々の理解です。

これはただ17条というのは、あくまでもそのデューデリジェンスを守らせるということを確認するための手続でございますので、17条が15条の具体的な措置だというのは、ちょっと何か誤解を生みやすい説明なのかなと。

17条を受けては、EUのレギュレーションでも7条で、モニタリングのためのいろんな手続が書かれています。ただ、EUのペナルティという案は、4条の違反に関するペナルティと、7条で4条をちゃんと確認するためにユーザーに要求している手続と、これに違反した場合の手続の両方がペナルティがかかっておりますので、そういう意味では、15条の履行をしていないという、15条1項でEUが求める遵守のための基準なり水準なりを、不履行のときのための適切な措置というのと、それを確認するためのチェックポイントなりの確認をするために、ユーザーに要求している手続と。このために守らなければならないものと違反したときの措置というのは、EUとしても別に考えていることではないのかなと思いますので、17条が全て15条の具体的な措置を、義務を書いているんだというのは、おっしゃることはわかるんですけれども、若干誤解を生みやすいのかと思いますので、確認をさせていただきました。

炭田委員 外務省さんは「不履行」という言葉が使われますが英語ではnon complianceですね。だから、私は「不遵守」だと理解しているのですが。不履行というと、頭の中では既に法的措置と整理されておられるのですか。不遵守といえばガイドラインとかいろいろあり得る。どういうふうに頭を整理されているのですか。

外務省 署名に当たって、内国手続の審査を受けた上で、日本国は署名をしておりますので、この署名の段階での日本政府としての15条、例えば2項のnon complianceの訳というのは「不履行」というふうになっていきますので、その用語を使っているということです。

磯崎座長 その点で、そのほか、ここのチェックポイント、モニタリングのところですが、これまでのものは、いまのEU案だったり、スイス案だったりします。特にEU案では、十分な注意義務を果たしていたことというのを、実際に必要になる時点で、後で商業化する場合などですね。そのときにまとめてこういう形で注意をしていたという、その届け出をするというような義務設定がされていたり、それから、細かい点では、これまでも論点に出てきたところなんですが、学術研究などのときに少し別のシステムをそこで取り入れたり、というようなやり方がされています。

それから、この委員会で別の観点で出されてきたのが、バイオパイラシー、あるいは、いわゆる謂われのない、ちゃんと実施しているにもかかわらず、はっきりしない事柄で何か問題があるという宣伝がされてしまう。そういう不利益を防止するような措置という、そういう性格、あるいは、そのような部分が国内措置のところととれないだろうかという、そういう指摘もされてきています。

これまでそうした指摘を含めてですが、この資料1のチェックポイントのところについて、前回の配布されたものと一部内容が異なっている、修正をかけている、下線を引いたところになりますかね。

それでは辻田さんのほうから。

炭田委員 すみません、その前に質問があります。

「チェックポイント」という言葉が使われますが、私にはチェックポイントとは何なのかがまだよくわからない。例えば、座長はEUとスイスの例を出されましたが、EU Regulation 案の中にはチェックポイントという言葉は出てこない。EU Regulation 案では、欧州委員会が全体をコーディネートする立場に立って、いわばその下に各加盟国の権限ある当局があって、それが加盟国内での機能を果たす。だから、EU Regulation 案では加盟国の権限ある当局がチェックポイントに相当する機能を果たすと理解できる。他方、スイス案ではたしか「総合チェックポイント」というような言葉が出てくる。

日本でも遺伝資源は学術研究、産業利用それぞれの多くの分野において極めて多様な形で利用されている。だから、それぞれの分野において得意な省が実態を把握し、その実態を踏まえて具体的な措置を検討されるのだろうと想像します。日本では、チェックポイントにどのような機能を持たせ、どのような体制(組織構造、構成)にすることをイメージしておられるのでしょうか。

中澤補佐 チェックポイントは、17条でいうところのチェックポイント、日本語では、指定された確認のための機関と言っていますけれども、これを想定して、私どもの資料では「チェックポイント」と書いています。

別途、competent national authorities という13条のほうですよ、議定書でいうと。そちらのほうでは、国内の中央連絡先とか権限ある当局の話については、いま議論はしていなくて、遵守にフォーカスしてご議論いただきたいという第1回の流れからいきますと、チェックポイントというのは17条に基づいた、日本語でいうところの指定された確認のための機関ということを想定しながら、チェックポイントという用語を使っています。

炭田委員 EU Regulation 案の権限ある当局とは、議定書の国内遵守に関する権限を有する当局という意味で使われていますね。つまり、PIC 規制についての権限ある当局とは異なります。議定書第17条の実施を具体的にイメージしようとするときに、日本政府がどのように対処されるのかは重要な問題です。例えば、環境省には省としての管轄域があってその分野に長じておられる。他方、例えば農林水産省には別の管轄域がありその分野に長じておられる。各省庁によりそれぞれ担当領域が異なります。議定書の国内措置の実施体制を検討する時、管轄範囲の異なる省庁が一体となってオールジャパンで対処しないと、実態を踏まえた具体的な実施体制をとれないように思うのですが、そういった面はどのように考えておられるのですか。

中澤補佐 冒頭の話に戻るかもしれませんが、あり方検討会ということで、どういったチェックポイントのあり方があるかということをご議論いただいた後に、これを環境省にいただいて、それを各省と、作業部会というものがございまして、そこで議論しながら、国内措置としてのチェックポイント、17条でいうところのチェックポイントに、どうやって対応していくかを議論していくことになると思います。

西澤委員 17条の1.(a)の()だけ見れば、チェックポイントのモニターする範囲というのは狭いと思うのですね。特に遺伝資源の利用についての関連情報なんて書いてあったから、MAT に絞ればいいのかとも思うのですが、(a)の()を見てしまうと何でもかんでも入っているという感じになるんですよ。そうしたときに、資源提供国がモニターした結果を教えろと言ってきたときに、どう対応するのでしょうか。

中澤補佐 モニターした結果をどのような形で利用国に対して情報提供を求めるかにもよると思うのですけれども。

西澤委員 相手が要求したら全部答えるのですか。この項目とこの項目と言ってきたら。

中澤補佐 要求するというのは、議定書でいうと、どれに基づいて要求してくるということになるのでしょうか。

西澤委員 ここでいくと、「特に、研究、開発、技術革新、商業化前、商業化というあらゆる段階での関連情報に関するものであるべき」と書いてあるのですね。

磯崎座長 いまのところですが、炭田さんがさっき英語を引いて触れていたことで、一番上は、明確な形で義務づけを書いているんですが、その下は、このようになり得る、あるいは、このような形として機能することも期待できるというような、そういうニュアンスを入れようとすることで、shall ではない言葉が使われていて、ということは、17条を設置する国が、ここに書かれてある内容を含めて、どう最終的に判断するかにかかっています。

ですから、ある意味で、この委員会は、そこには一番幅の広いものまで含めて書かれていて、その中のどのあたりを、この委員会で方向づけをするかという、その議論がここでできるということです。

炭田委員 さらに、西澤さんが言われた17条1.(a)()ですが、shall でなく should になっています。ボン・ガイドラインでは「何々すること」は should となっていますが同じニュアンスと理解します。それを日本語仮訳では shall と同じ訳にしている。ここは非常に問題ですね。

実は、COP10 最終日の前日深夜に交渉が決裂したと言いましたが、例えば、この()に相当する部分は途上国が強硬に主張したのですが、先進国側は受け入れませんでした。議定書の文言は should となり shall ではない。これを義務と解釈するのは適切でない。

西澤委員 だから、どこまでやるつもりなのですかと。

磯崎座長 ですから、ここはフルセットが書かれていて、このうち、さっきからの議論で出てきているように、こういう具体的な場面、こういう具体的な事例で、このような通常の方法で、それと照らし合わせたときに、これは無理がある、これは物理的に難しいというので外していく、それは理由づけをすることができれば不可能ではないという、そういう位置づけです。ですから、この委員会でその方向づけをすればいいことになります。

この資料1の(3)チェックポイントという、ここですが、これも大体いままで出てきている論点なですけれども、どうやって確認をするのかということなんですが、3ページから4ページ、15条あるいは17条が求めている、どうやったら効果的に確認ができるか。そうすると、そのためには、どのようなモニタリングをするということなのか。そのモニタリングというときに、学術研究、非商業利用の持っている特殊性であるとか、それから先ほどの掛け合わせで、農業品種でオリジンが多岐にわたるケースであったり、それからそもそも新品種開発のためであれば、国内法上、通常の市販品種を利用することが認められているとか、そのような特別な理由というのが、これまでいくつか指摘はされてきていますが、あと、感染症などで緊急にウイルス検体、その他、必要であるというような場合など、既にもう指摘がされている考慮項目、配慮項目というのがあります。ダブる場合も含めてですが、15条、17条で確認手続、それに関してのご意見ですが、いかがですか。

寺田委員 私の関係のところは、4ページの「他のものと掛け合わせを行った遺伝資源のモニタリングの範囲」というところでまとめていただいているのですけれども、結局、植物育種の場合は、例えばどこかの提供国から遺伝資源を入れて、それを市販のトマトなりキャベツとかに掛け合わせていくわけですね。10年ぐらいかけて、新しい品種ができるか、できないかということになるのですけれども、前回から話しているように、オリジナルの遺伝資源の子孫も及ぶということになると、掛け合わせすると、導入したそのもののオリジナルの遺伝資源とは全く別の遺伝資源が、新たにできるわけですけど、それについては、名古屋議定書の対象範囲として関与するとなる可能性が考えられます。これによってモニ

タリングも行う義務が生じる可能性があります。この報告のためには、育成者は捨ててしまう枝分かれ系統も全部記録していかなければいけなくなるわけです。導入した遺伝資源に対していくつもいくつも掛け合わせていって、その結果を見て、要らない子孫個体を捨てていくとすることをずっと続けるわけですね。毎年何百もそういう子孫が出てきて、それを全部モニタリングというか、こういうのが出ましたということで報告していくのか疑問です。利益も出ないものに対して、労力が非常にかかることになります。

翌年になったら、さらにそれにまた別のものを掛けてということになっていくので、どんどん複雑化していくわけです。新しいものができてくるので、新たな異なる子孫の遺伝資源は、すべて対象範囲なので、それらについて報告をするということになると、我々がやっている試験というものが全部オープンになってしまって秘密が保てないわけですね。これでは、ライバルとの競争にならないと思うのですが、そういう秘密も含めて、そういうような全部フルオープンにするべきなのか疑問に思われます。そういう意味からすると、最後に市販品種ができたところで、ほかの99とか9,900ぐらいは捨てて、一個だけ生き残ったものについて、それについてオリジナルの遺伝資源を使いましたと、それだけぐらいなら言えると思われます。機密を別としても、そういうような子孫について全部トレースし、チェックポイントに報告すべきとされると思うと、非常に複雑なことになってしまうので、現実的に不可能だということになると思いますので、その辺ご考慮いただきたいと思います。

磯崎座長 その場合は、契約の中でのとりきめの仕方と、提供国の法令による許可の場合とで、契約のほうでカバーできる話ですか。

寺田委員 このような育種途上の中間素材の扱いというのは、さっき言った ITPGR-FA の SMTA、標準素材移転契約の中で定められていますので、それを準用するようなものがひな型になれば、このように扱うということが定まって、非常にシンプルにできると思います。しかし、育成者と提供国間でのバイラテラル契約で、何も無い、ゼロから交渉をやるということになると、提供国からすると、何でもかんでもモニターしろと法令で定めるということになりかねないので、その辺を心配しているのですが。

小幡委員 同様なことは、学術の遺伝資源の利用にもかかわることでありまして、掛け合わせ、それから遺伝子導入等の加工物、派生物がたくさんつくられるわけです。それを全て報告するか。それをどう整理するか。契約でできる部分もあります。さまざまな場合について契約で、その利用者の知恵と技術のインプットがあったものは利用者のものにすべきとか、共有にすべきとか、いろいろ話はするわけですが、そういうものは遺伝資源の定義にもかかわることありますので、全く寺田さんと同じように、全てそれを、たとえ0.01%でも提供国の遺伝資源が入ったら、それは提供国のものだというわけにはいかないというところがあります。やはり我が国としてどういうものを遺伝資源とすべきかということを議論していただいて、定義した上でお話をしないといけなと思います。もちろん先方と食い違うことはあるかと思いますが。しかしそれは、我が国はこう考えると伝えて、それで交渉がスタートすると思うものですから、ここはしっかり議論すべきことだと思います。

磯崎座長 学術研究の場合で、EU 含めてよく言われることで、研究発表の段階、公表する段階、それから公的な資金、研究資金に申請、あるいは研究資金の申請が付与される時点、その時点についてというような指摘もあるのですが、その関連ではいかがですか。

小幡委員 私個人的な意見としては、商業利用に発展した場合に届けるべきで、それ以前は必要ない

と思っています。リソースを使って論文を公表される割合がどのくらいか。10%にも満たないです。特許にいくと1%以下ということになります。やはりその辺を考えると、特許まで、実際に現実的な利益を生む、金銭的な利益を生むというところで、届け出が必要だったらするということが妥当だと考えているところです。

磯崎座長 ということは、商業利用につながらない学術研究のところはすっぱり外れるというように聞こえてしまうのですが...

小幡委員 それで結構です。

磯崎座長 雑誌その他で研究を公表・交換する時点、それから公的資金を受けるとき、その時点で遵守をしていることを示すという、それについてさっき伺ったのですが。

小幡委員 それは、あくまでも自主的なものであって、強制されるものではないと思います。

小原委員 いまのところは、最初に導入するところではきちんとした契約をして、発表していいのとか、学術目的だからということはないといけません、その後共同研究だ、いろんなことをすると、いろんな人がかかわってきますよね。それは、先生は外すとおっしゃったけど、僕は外すべきだと思います。ただ、モニタリングという観点でいくと、いろんな方法が多分あるのかなと。例えば科研費に出すときに、外国からのものを使うときには ABS ということがあって、これは理解していて、遵守しますよという宣言をしてもらおうとか、そういうことはあると思いますけども、個々に使ったものを、使ったときに、全部これを何らかの報告をするということは、これは不可能だし、共同研究ではそこまでやると、実質的にはわからない。MTA を交わして、そのことは伝えていくという制度はできておりますけども、なかなかそれを完璧にすることは不可能だと思っています。

炭田委員 違った観点から申し上げますが、ここにおられる学界の委員と産業界の委員との間でアプローチに違いがあるように思います。産業界は種苗、食品、医薬品等のようにセクターごとにそれぞれの実態を踏まえて考えるというアプローチですが、学界にも色々と違った分野がありますね。例えば植物のさく葉標本による分類学のような分野もあれば、応用研究を行い民間への技術移転も視野に入れている分野もある。

だから、学界も分野ごとに検討すると話が明快になるという可能性はないでしょうか。例えば、ある産業セクターでは遺伝資源を導入する契約の際に、第三者には移転しないと決める、という場合があります。学界にも分野により違いがあるから、分野ごとに議論するという方法もあるのではないかと、思ったのですが。

小原委員 いま導入時にと申しましたが、学術を PIC 制度から外すということは、それは向こうの法律ですから、提供国で決めておれば、それはやらざるを得ないし、最初にもらう人は当然契約をする。そこに書いてある、MTA、MAT に沿って、共同研究をするなり、してはいけないと書いてあったらできませんからね。それは当然するのですが、そこで学術研究ということで公表してもいいとか、共同研究をしてもいいというふうに、MAT に基づいてやっている場合においては、それは小幡先生がおっしゃったように、商業化のところまではモニタリングは必要ないだろうというのが基本的な考えです。だから、契約という意味はそういう意味です。

あと、渡すときでも、いま小幡先生がやっておられますけれども、必ず MTA を交わすということをしておりますから、そこにも ABS 条項があれば、いまはそんなにちゃんと書いていないと思いますが、きちっと書いて、これはこうですよ。もし商業化になったときは必ず相談をするということは書いてありますから、それは遠い人、近い人にかかわらず、全てそういうふうにしつつある、かなりやっているという、そういう意味です。

小幡委員 もう一点、炭田さんのご質問に関連して。私は前回ペーパーを出しましたけれども、あそこに商業利用と学術研究、非営利学術研究と営利研究の定義を書きました。分野で分けるよりは、さまざまな分野があって、とても、ここと、ここというわけには決していけないくらい幅が広がっています。特にゲノム研究を中心に。

ですから、分野で分けるというよりは、利用目的によって対応するというのが現実的ですし、そのように対応しているところです。

炭田委員 よくわかりました。

磯崎座長 そうすると、いまのいくつかの意見の中で、MAT だったり MTA、素材の移転の契約ですが、MAT や MTA に基づいていてという、その話が一部出てきているのですが、これは今日の最初のほうで議論になった、MAT の中身まで見る必要があるかどうかの議論とちょっと重なっているんですけども、大多数の意見では、その中身までは見る必要がないのではないかと。もしそれだとすると、いま触れられていた、提供国の法令に従い、それで契約、素材移転、MTA を結んで、その後は、その移転契約どおりに実施されているかどうかをいちいちチェックする必要はないだろう。というのは、結局 MAT の中身まで見る必要はないだろうと同じことになりますので。そちらのほうよりは、学術研究について提供国法令が何かを求めているときで、それに合っていたか、いないかなので、おそらく一番最初のところで、こういう形で PIC をとっているという、それさえあればいい話で...

小原委員 そのことが伝わっているようになりますよ、という意味です。

磯崎座長 わかりました。

吉田委員 MAT についての情報を把握するかどうかの部分に関係するのですが、先ほどから、チェックポイントの役割とか、あるいは monitoring を「モニタリング」と片仮名で考えるか、「監視」というふうに考えるかというので随分受け取り方が違うのですが、確かに、いまそれをどういうふうにやっていくかということは、各国でこれから動いてくることなので、いろいろな形でも対応できるようにしておくのがいいというのが考え方だと思うのです。そのときに、情報としてはちゃんと把握をしている。それをうまくきちっと、今後の国内措置を、こう決めたらこうしかやらないというのではなくて、少しずつ順応的に使っていくというときに、やはりチェックポイントに対しては報告する。ただ、公開するかどうかというのは、それはまた別の話で、公開はしないけれども把握はしておくというところがあったほうが、私はいいのではないかと。

それによって、日本はベネフィット・シェアリングということでちゃんとやっているのだと。そこで安心感を持ってもらって、どちらかという、他国の国内法に従ってない場合、それを罰する体制をとっているかどうかというよりは、どちらかという、ちゃんと内容を把握してベネフィット・シェアリングをやっているということを国内でチェックしているという、そこで信頼感を持ってもらうという方向性のほうが私はいいのではないかなと思っています。

磯崎座長 少し MAT の中まで含んだほうがよい、という指摘ですね。

外務省 小原さんにちょっと確認したいのですが、私は多分誤解だと思うのですが、これは、最初の入手のときだけチェックすればいいという意味でおっしゃっているわけではないですよね。ITPGR のときも、結局は商品化をして、新しい種苗のところで利益が上がった場合には、その利益配分という義務を負いますので、基本的にはその後もずっと適正に手続しているという義務は負うということなので、そのところはやっぱりパラレルにしないといけないのかなと思います。ただ、一個一個、利益が上がらない段階で細かくチェックしていく必要があるのかという趣旨であれば、おっしゃるとおりかもしれない、まさに EU なんかは、利益が上がったときにそこはチェックするというふうにし

すので。

小原委員 そういつつもりで発言いたしました。

小幡委員 吉田先生の、いまの届け出というのは、学術研究でも全て届け出という意味だったのでしょうか。

吉田委員 要するに、許可とかいう問題ではないので、どういうことを PIC、MAT について、情報をチェックポイントのほうで把握できるようにしておくということだと思います。

寺田委員 先ほど申し上げたように、情報をとるというだけでもすごい数の中間素材が生まれるわけですね。それを全部チェックして、チェックポイントに上げる或いは、要請に備えて準備するとなると、これまでにない労力が非常に多量に発生してしまいます。外に出ない、秘密になるからいいという問題ではなくて、手間暇を考えたら、とてもじゃないけどやっつけられないぐらいのことになるわけなので、やらなくていいというなら、やらなくていいというふうにさせていただいて、絞りに絞り込んで市販品種になったら、ヨーロッパの案のようにデューデリジエンスで、聞かれたときだけ答えるというようなことにしないと、現実的ではないと思います。

とりあえず発表しないでいいけど要請に備えて全部データをとっておくということは、ちょっと事実上はできないと思います。

炭田委員 吉田委員のコンセプトについてですが、遺伝資源とは生きとし生けるものすべてを含み得るから、その範囲も限りなく広いものになり得る。もし、そのコンセプトだけが先行してしまうと、例えば、研究者や零細・中・小企業で少量かつ多種のサンプルを扱う者にとっては、それらすべてをチェックせねばならないとすると、生きるか死ぬかというほど煩雑な負担になる。

多次元方程式の一般的な解を一発で出そうとするのは実際的な話ではない。まず、実態を踏まえて、例えば何かに対象を絞ってパイロット的に議論を進めて学んでゆくしかない。具体的な対象を事例として先出しして検討して現実的な解決方法を見出し、だんだんと事例を積み上げてゆくという段階的方法是方法をとるのが賢いのではないか。そうしないと議論は永遠に続きます。2002 年のボン・ガイドライン採択から名古屋議定書採択までの間に同じような議論が 8 年間も続いた。1992 年の生物多様性条約採択から数えると 20 年も同じような議論が続いている。この間、議論が複雑化するだけで解決策は出てこなかった。

だから、本検討会で議論をするときに、日本として戦略的に重要な具体的な分野を先出しして、その事例を問題を解決しつつ、だんだんと段階的に事例を広げていく、そういう手順で進めるべきでないか。

小原委員 ちょっと質問ですが、寺田委員の言われた中間物というのは、小幡先生がおっしゃったように、これは学術でも非常に大きな問題で、これは派生物じゃなくて、要するに生き物ですから遺伝資源ですが、一旦掛け合わせたり、あるいは細工をしたりしたものは、対象になるかならないかは何も書いてないですね。

寺田委員 座長のおっしゃるように、それは提供国次第ということですよ。

小原委員 提供国次第なのですか。でも、天然に存在するものというのが基本的なコンセプトだと思うのですが、これは言い返せないのですか、法的に。

寺田委員 オリジナルの遺伝資源とは異なっているのですが、座長のおっしゃるように、言い返せない。

小原委員 例えば、外来種まで含めるとかという国もありますけれども、とんでもない話だなという気がするのですが。

本当にここは肝中の肝だと思っていて、いわゆる中間物というものは、これはもう対象じゃないと。もちろん利益に関しては、契約をしたことで少しでも入ってれば返すというのはあると思うのですが、モニタリングの対象にはすべきでないと思うのですが、いかがでしょうか。

磯崎座長 そのような指摘が、例えば3ページの下で、先ほどの下線を引いてあるところですが、これまでも何回か、あるいは、いろいろな言い方で言われていることですが、モニタリングや確認のための措置をとるにしても、全てに対して非常に広いのを、全部完全にできるかどうかという、これは、実施する側の問題として出てきます。そのためもあって、どこに集中するのか。それから、現実的に実現性がなかったり、コストベネフィットで非常に莫大なコストがかかったりする。それに比べて得られるものが小さいとか、そういうものについては、モニタリングの場合でそれらを外すというか、区別していく、というのがこの最初のアンダーラインを引いてあるところを書いてあるのですけれども、その先の、そのために具体的にどんな措置をとるのか、に入ってしまうと、ちょっとこの会を超えてしまうのかと思います。

そのほかで何か、この書き方で必要なことがありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

小原委員 3ページの下と、先生、おっしゃいましたか。アンダーラインのところですか。

磯崎座長 はい。

寺田委員 非商業的利用。

小原委員 非商業的利用だけど、むしろ寺田委員のおっしゃったのは、次のページの他のものと掛け合わせたところですよ。4ページの真ん中あたりに、先ほど寺田委員が指摘された...

寺田委員 ええ。私が言ったのは、4ページの中ごろのもので、交配が伴う際の特殊な状況について述べました。

小原委員 まさに、「定義や扱いを明確にすべき」という...

磯崎座長 個々には3ページから4ページでの議論が出ていますが、要するに、手続の現実性とかコストベネフィットの関係で違いを設けるということをちゃんと考慮すべきであるという、そういう趣旨です。

小原委員 そういうことで書いてあると思います。さらに、先ほどちょっと議論がありましたが、第8条が、インクルーディングですけれども、提供国に対してアクセスの簡略化を求めていますよね。同様に、多分、非商業的な学術研究に対する考慮というのを求めていると書かれていると思いますので、そのことは当然利用国のほうだって同じことではないかと思います。

磯崎座長 ただ、8条は、提供国がアクセスに関する、それを決めるときに何を考慮すべきかなのです。

小原委員 はい、そうなのですが。まあ、わかりました。

磯崎座長 全ての国というのは、全ての国が提供国の立場になりますので、「提供国」という限定をつけてないですけれども、全ての国がアクセス提供をする際に、これについては十分考慮せよと。

小原委員 でも、その精神は、やはり学術に関してはなるべくフリーにしようということがありますから...

磯崎座長 もちろんそうです。

小原委員 それは日本国としては多分共有できることですから、最大限してほしいということです。

小幡委員 事務局にお尋ねしたいのですけれども、3ページの、「非商業利用についてのモニタリング方法」の三つのポツにアンダーラインが引いてありますけれども、それはどなたかが委員会で発表したことなのでしょうか。

辻田係長 はい。下線を引いている部分は、第7回と第8回でご意見をいただいた内容を記載しております。

小幡委員 そうすると、質問ですけど、この最初の意味が、私にはちょっと理解できないのですが、どなたかが発言されていれば、教えていただければと思います。

あと、3ポツの「批判をあびることのないよう、モニタリングする制度等により透明性を確保した上で」というのも、どなたかが発言しているのですね。

辻田係長 私の記憶では、一つ目はたしか小原さんにおっしゃっていただいたような気がします。

小原委員 えっ。

辻田係長 違いますか。そして、三つ目は吉田委員がおっしゃられた発言と記憶しています。

私の理解では、一つ目は、提供国のほうで、非商業的利用をするために遺伝資源を取得する場合であってもPICをとりなさいというふうに定めている場合には、国内措置でその遺伝資源を使った利用をモニターする必要があるかもしれないけれども、そうした場合でも、非商業的利用と商業的利用のモニターの仕方とか、非商業的利用をする利用者の方に求める手続と、商業的利用をする利用者の方に求める手続だとかを区別することで、非商業的利用をする方に対して課せられる負担を軽減したりすることができるのではないか、というような趣旨のご意見だったように記憶しています。

小原委員 最初は、いま議論したことと全く そのことだと思うのですが、仮に提供国で区別していなかったとしても、国内では、いま言ったような議論で何らかの区別ができるのではないかと、それだけのことですね。

吉田委員 まとめる言葉として、なかなかその趣旨が伝わっていないのかもしれませんが、この黒丸の1番目と3番目は矛盾しない意味で言っているつもりですけども。

鈴木委員 まず生物資源、遺伝資源が動き始めるところはPIC、MATから始まるわけですけども、むしろ一番大事な要は、物がどう移転して、どこにそれが保存されているというか、そこに存在するかというのがとにかく全てであって、実際、例えば利用者であるとして登録されている、ある事業所、研究室の中でそれがどう使われているかというところは、その中を監視しても私は実効性がないと思っています。むしろ、そのかわり、そこから出てくるアウトプット、まずは論文、学会発表、それから特許、製品化してベネフィットが見える場合。論文発表もベネフィットと言えばベネフィットかもしれないですけど、外に見えるものについては、しっかりそれとの連携は把握できるようすることは「モニター」の対象である。だけど、その中でやっていることについては、むしろこだわっていても始まらない。

先ほどの種苗の開発でも、途中のあらゆるプロセスとしての組み合わせなんかを、むしろ外が管理したところで研究の過程ですから多分意味がないと思いますし、製薬会社だって、100万とか、何万という微生物からスクリーニングして選別されたものが特許に出てきたりして、やっていくわけです。保管されていること、使われていることは大事ですけど、その間での実際の使われ方よりも、見るべきは、後ろのアウトプットのところで管理はされないといけない。それは提供国のほうに、あの特許、あの論文という形でちゃんと見えるようにしなきゃいけないけども、むしろ途中のところというのは、無駄と言うと叱られますけれども、外から管理すべきことではない。

自分はコレクションの事業をやっていると、微生物株を提供したときに、研究に限る利用という条件のものがあります。それを、利用者の事業所の中でどの程度のこと、つまり会社の研究所の中で使っていること、それが例えば工場に移転されて、そこでパイロットなんかでやるとかいうのを、「モニター」しても多分難しいので、そこは全部研究なら研究となるけども、特許が出てきた、製品化してきた、これは絶対に管理すべきことで、できること、できないことを現実的に判断して、むしろシンプルにして

遵守できるようにすればいいかと思うのです。

ただ、提供国がどういうふうにそれを監視できるかということについては、いま申し上げたような、表に出るものを把握するメカニズムには、利用国側としてコミットしなきゃいけないのかもしれないと思います。だけど、その中間の過程の部分はあまり意味がない。

ただ、細かく言うと、例えば我々NBRCも提供したものをそこでしか使っちゃいけないというのを会社によって対応が違って、研究所から工場に移動したいのですがよいですかとってくる利用者もいるし、そんなことを全然言っていない人もいますが、でも、そこは最低守れる範囲だと思えます。

ただ、もっと別の面から言うと、植物防疫では内部での保存状態まで踏み込んだまた別の管理の仕方をするので、それは次元が違いますけれども、ABSへの対応ではそれよりアウトプットのところが管理されるべきかな、という印象です。それ以上は難しい。

磯崎座長 ある組織から外へ、または、何らかの切りかえになるような、そういう時間、タイミングで、そこに絞るべきではないか。

鈴木委員 ベネフィットと呼んでいる部分ですね。

磯崎座長 はい。

藤井委員 ちょっと確認させていただきたいのですけれども、我々製薬企業というのは、非常に多数のサンプルから、本当にわずか1化合物しか出てこない。ほとんどは無駄になるだろうと思っています。そういう意味で、EUのように、商業化したときに届け出ればいいのかというのはありがたいなと思いつつも、届け出なくていいものは手を抜くという発想は全然ないのですけど、それはその考えでいいんですよね。

鈴木委員 ですから、最初に100万の微生物を自分のところに移転してくるところは、当然記録してやるわけですね。

藤井委員 ですから、全て届け出る必要はないのですけれども、もちろん手を抜くわけにはいかないので、そこらあたりは、そういうことを前提としてご発言されているという理解でいいわけですか。

鈴木委員 ですから、まさに利用する権利の部分についてはちゃんと持ってきて、それを、例えば会社の研究に使うのは、当然入れるということで、ちゃんと記録もあるし、提供側にもちゃんと了解してやっている話です。

小原委員 学術の場合も、別に届け出たって構わないと思うのです。それは自発的にやればいいのか、そのほうが後々得だと思える方も増えてくるかもしれませんよね。それはそういう制度をつくれればいいと思っています。届けてはいけないと言った覚えはないです。

藤井委員 いわゆる組織内での、CBDあるいは名古屋議定書に基づいて、ただ単に届け出ないというだけであって、それ以外のところはきっちりとやられると。

小原委員 それは、MTAということをおっしゃったけど、そこで契約も、簡単ではあるけど、入っていますし、仮に商品化するときは必ず相談することになっていますから、そこはきっちりとやっているという前提です。

磯崎座長 予定の時間が...既に4ページの、いままだ議論が途中のようになっているのが、最初のトレースの方法というのに、いまいくつか議論が入っているのですが、その下の、これは寺田さんから触れられた掛け合わせの場合というのについては、ある程度議論をしています。

それで、今日の段階ですが、3ページの終わりのところ、先ほども何回が行ったり戻ったりはしましたけれども、商業利用と非商業利用のような場合、あるいは、そのほかも含めて、提供国法令で何か対象にされているけれども、一番最初のところで除外ができない場合であっても、モニタリングの実効性、

あるいはその実現性、それからその効果とのかかわりで、モニタリングの仕方について、何らかの配慮ということをする必要があるのではないかと。そこで出てきているのが、「非商業利用について」というので、それがいま3ページの下までです。

その次で、4ページのところで、それではその場合でトレースというので一体どこまでさかのぼる、あるいは、どの範囲まで確認を広げるのかということ。それから、ほかのものと掛け合わせたり、非常に多数の遺伝資源が、ある利用者のところに集まっている。製品で見ると、それぞれ非常にわずかな割合というような、そういうケースであったり、それから、感染症のときの緊急時という、4ページのこれについては次回検討をしたいと思います。今日のところを含めて、4ページのところから考えておいていただければと思いますが、そのような整理でよろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 関係省庁の方で、今日全体を含めてですが、何かご意見ありましたら。

(なし)

磯崎座長 よろしいですか。

炭田委員 関係省庁の者ではありませんが、全体を含めてちょっと申し上げます。

今日、会議の冒頭に近いところで6名の委員連名による「名古屋議定書に係る国内措置の今後の建設的な検討のために要望すること」を提出し説明させていただきました。要望書の主要な3点のうち1点だけはまだ申し上げていませんでした。その1点はこれまでの議論全般に関連しますのでこのタイミングで説明させていただきます。お手もとの資料の3ページ目の下のほうをご覧ください。

「3.「取りまとめ」に関して

「取りまとめ」は「今後の検討に向けた中間取りまとめ」とすべきである。

1) そもそも、報告書を取りまとめるためには、実態把握を行い、その結果を踏まえて、本質に迫る議論をすることが必須である。それによって関係者間での共通理解が深まり、その共通理解を踏まえて取りまとめが可能になるのである。現時点では、そのような共通理解がまだ形成されていないと考える。

2) これまでの議論では、国内措置の対象範囲、関係分野等が極めて不明瞭である。今後は、実態を踏まえた議論を深め、国内措置の対象を明確にすることに時間を割くべきである。例えば、今後の進め方に関して、以下を明記すべきである。

国内措置の対象範囲について。例えば、国内措置に関係する主要な学術分野や産業分野の具体的な課題を、対象範囲としてイメージできる程度まで実態を把握すべきである。

そのためには、特定分野の実態調査と関係者の意向把握を優先課題として取り上げ、それを先行させる等、取り組みを効率化すべきである。

今後の検討の具体的な進め方(時期、目的、メンバーの広がり、運営方法等)を示すべきである。」

この意見を考慮していただき、会議の効率的な進め方をご検討くださるようお願いいたします。

磯崎座長 これについては、先ほど亀澤さんから、あるいはそのほかから、一部については回答がされていますし、そちらの方向でということですが、何か追加があれば。

中澤補佐 要望書をいただきました2件につきましては、ぜひこの中身についてまたいろいろと教えていただいて、今後に生かしていきたいと思います。

小原委員 私、新米なものでわからないことがいっぱいあるのですけれども、大変勉強になっているのですけれども、これは検討会で、その先に作業部会でいろいろな案をつくって、しかし最終的に、国際的な合意というか、そういう場に持っていくわけですね。そのときに、今日、炭田先生からいろいろ講釈がありましたけど、shall だ should だということは、わかるのですけれども、これが政府の中で共通

理解になっているのか。あるいは、国際的にも、それはやってきた人しかわからない面と、字になってしまうと、これは多分外務省さんがおっしゃるように、やっぱりそれはみんなそういうふうに見えていますから、どの見方でやればいいのかというのが、ちょっと心配な面があるのですよ。磯崎先生がもし交渉されたら、前のことを知っておられるから言えるかもしれないけど、人がかわったら、やっぱりこの条約になってしまうのですよね。

このあたりは、どういうスタンスでやればいいんですか。もうちょっと、本当は、僕はこの条文の意味というのは、実はこういう交渉があって、ここは譲って、玉虫色になっている、ということだと思うんですけども、そういう前提で議論したほうがいいのか、でもこれはもう文章は文章だからということになるのか、どちらなのでしょう。大雑把な意見で...

磯崎座長 さっきも触れましたけど、条文自体の解釈の幅が非常に広いです。ある意味、意図的にそうなっていますので、その中のどれがというのは、解釈論でやっても解決にならなくて、こっちの解釈も当然正しい、こっちの解釈も正しい、になってしまいます。そのためにここで、幸い今日の議論でも、こっち側の端からこっち側の端までの意見、解釈というのが出ていますので、その中で、自分の観点ではどこが一番適切であるかという、そういう判断で、公的なものにそれほどこだわらなくてもいいのではないかと思います。

小原委員 そうすると、その幅がある中であれば、どこにおいても国際的には大丈夫というふうに考えていいわけですね。

磯崎座長 はい。

外務省 非常に幅が大きいというのは、本当にこの議定書の問題ですけれども、おそらく実施に当たってはそれなりの相場観を醸成していく、要するに提供国だって、みんなばらばらの仕組みでやるとうまくいかないというのはわかっているので、ある程度似たような仕組みにしていくということが重要なんじゃないかと思えますので、今後、名古屋議定書が発効すれば、COP-MOP とかできていきますので、そういう中で、大体こんなことを求められているのかなということは、今後醸成されていくのだろうと。そのために、やっぱり早く制度をつくるというのが、そのルールメイキングの観点からは重要なポイントかなと。ある程度、利用国側から見たら、既に EU が出した規則案みたいなものをみんな見始めているというのがありますので、そういう意味では、日本として、いまそれなりに、生物多様性条約とかボン・ガイドラインをベースにやっていますので、我々として妥当なところはどこかというところを、フィードバックを受けて、早く我が国の国内制度をつくっていく。それを他国にもフィードバックしていくというプロセスが重要なんじゃないかと思えます。

炭田委員 生物多様性条約の ABS 問題についての情報共有のためという思いからおしゃべりになってしまいましたが、ご容赦ください。文科省さんでは何年か前から ABS 問題の部署を傘下に設置して、担当の方が活動されておられることは心強いと思えます。各省庁でもそうやっていただきたいと思えます。

これまでの ABS の経緯についての良い情報源として、第 1 回目会合で配布させていただきましたが、「生物多様性条約「アクセスと利益配分」に関するアーカイブ(1991-2011) 名古屋議定書採択に至るまでの会議の変遷」(発行：バイオインダストリー協会生物資源総合研究所)という本があります。これは経済産業省事業としてバイオインダストリー協会が作りしました。過去 20 年間の全ての締約国会議と ABS 作業部会について、日本人参加者の報告に基づいてまとめてあります。バイオインダストリー協会にまだ残りのコピーがあると思えますので、お読みになることをお勧めします。

もう一つは、磯崎先生が第一著者であり、バイオインダストリー協会生物資源総合研究所が監修した

単行本「生物遺伝資源へのアクセスと利益配分 生物多様性条約の課題」(信山社)があります。これは法律家、CBD 交渉経験者、産業界各種分野の専門家等の方々により執筆され、これまで日本が歩いてきた歴史も記録しています。それらも参考にしながら、外務省さんが言われた国際相場観の醸成に役立て、世界からリスペクトされる日本を築いていただきたいと思います。

藤井委員 先ほど出ました、本当にいろんな国で実はこれはかなり考え方が違う。私も名古屋の COP10 ぐらいからかかわってきたのですが、我々は製薬産業なので、考えていることの一つとして、あまりがちがちの規制をかけてきたら、当然我々は研究開発をやる気がなくなってしまうわけですよ。そうすると、当然、彼らもくろんでいる利益が得られなくなります。そういうあたりはきっちり我々業界として伝えていく、それがスタンダードをつくるのに少しでも役立てばなどは考えております。

磯崎座長 そうしましたら、次回、特に要望のあった十分な準備と、前もってさまざまな資料の提供であったり、委員からの意見のフィードバックであったり、その辺を考慮に入れて心していきたいと思えます。

それでは、今日は長い間どうもありがとうございました。

事務局へお返しいたします。

中澤補佐 本日は大変長い時間にわたり、毎度のことですけれども、熱心なご議論をありがとうございました。

いま座長からございましたように、要望書にあった件についてまたいろいろと意見交換をさせていただいて、考えていきたいと思えます。それから、座長からご指示があって、各省でいろいろと詰めておく点についてはまた検討をさせていただきたいと思っております。

次回検討会は 7 月 29 日に開催いたします。引き続きどうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

以上